

官報

号外

昭和五十九年十二月二十一日

○第百二回参議院會議録第三号

昭和五十九年十二月二十一日(金曜日)

午前十時七分開議

○議事日程 第三号

昭和五十九年十二月二十一日

午前十時開議

第一 国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、日程第一より第六まで

一、国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、常任委員長辞任の件

一、常任委員長の選挙

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、原子力安全委員会委員に内田秀雄君、田島英三君、山本寛君を、

科学技術会議議員に芦原義重君、武安義光君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に岸野駿太郎君、島田晋君を、

中央更生保護審査会委員に緒方節郎君、西岡正君を、

社会保険審査会委員に松浦十四郎君、山縣晋作君を、

運輸審議会委員に安田道夫君を、

日本放送協会経営委員会委員に天野敏三君、池田敏子君、岩村精一洋君、永倉三郎君、林卓男君を、

労働保険審査会委員に田中清定君、宮野美安君を、

任命することについて、本院の同意を求めています。

まず、原子力安全委員会委員のうち内田秀雄君、科学技術会議議員のうち芦原義重君、中央更生保護審査会委員のうち緒方節郎君、運輸審議会委員、日本放送協会経営委員会委員のうち天野敏三君、岩村精一洋君、永倉三郎君、林卓男君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに

賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、原子力安全委員会委員のうち田島英三君、山本寛君、公害健康被害補償不服審査会委員、労働保険審査会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、科学技術会議議員のうち武安義光君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

次に、中央更生保護審査会委員のうち西岡正君、社会保険審査会委員、日本放送協会経営委員会委員のうち池田敏子君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長遠藤政夫君。

審査報告書

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十九年十二月二十日

社会労働委員長 遠藤 政夫
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、老人、心身障害者及び母子家庭の福祉の向上を図るため、厚生年金保険、船員保険及び提出制国民年金について昭和五十九年度において特例として年金額を改定する措置を講ずるとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十九年度において一般会計で約十億円、特別会計で約千五百二十一億円である。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十九年十二月十九日

衆議院議長 福永 健司
参議院議長 木村 睦男殿

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「四十五万二千四百円」を「四十六万八千円」に、「三十万二千二百円」を「三十万七千二百円」に改める。

千二百円に改める。

昭和五十九年十二月二十一日 参議院會議録第三号 国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

八二

第六十二条中「三十九万二千四百円」を「三十九万九千六百円」に改める。

第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「三十万二千二百円」を「三十万七千二百円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「二万五千五百円」を「二万五千六百円」に、「三万七千七百円」を「三万八千四百円」に改める。

第十八条中「一万五百五十円」を「一万八百円」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、附則第四条の規定は昭和五十九年四月一日(国民年金法による年金たる給付に係る部分にあつては、同年五月一日)から、第一条の規定による改正後の同法第五十八条、第六十二条、第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項の規定並びに第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条及び第十八条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は同年六月一日から適用する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十九年五月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和五十九年五月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

(年金額の改定措置の特例)

第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下この条において「法律第九十二号」という。附則第二十二條第一項に規定する厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)による年金たる保険給付、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十六年度の同項に規定する物価指数が昭和五十六年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、百分の百二を基準として、昭和五十九年四月(国民年金法による年金たる給付にあつては、同年五月)以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二條第一項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号。以下この条において「法律第八十二号」という。附則第五十三條第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七條第三項の規定の適用については、昭和五十九年度において、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。この場合において、法律第九十二号附則第二十二條第一項中「前年度」の物価指数とあるのは「前年度」の物価指数(国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七号)附則第四条の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数の百分の百二を乗じて得た数(小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。))と、法律第八十二号附則第五十三條第一項中「物価指数の割合」とあるのは「物価指数(国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七号)附則第四条の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数の百分の百二を乗じて得た数(小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。))の割合」とする。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十四号)附則第十條

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十五号)附則第十五條

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十六号)附則第十一條

四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律

律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十九号)附則第十三項

五 農業青年年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)附則第十條の二

(選挙政夫君登壇、拍手)

○選挙政夫君 たいま議題となりました国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の主なる内容は、厚生年金保険及び船員保険について本年四月から、国民年金については本年五月から特例的な物価スライド措置として二%の引き上げを行い、また、福祉年金、特別児童扶養手当、福祉手当の額を本年六月から引き上げようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、日本共産党より修正案が提出され、次いで討論に入りましところ、日本共産党より原案に反対、修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第二 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
 日程第三 特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
 日程第四 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長大島友治君。

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年十二月二十日

内閣委員長 大島 友治

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十九年八月十日付けの人事院の一般職の職員の給与に関する勧告にかんがみ、一般職の職員の俸給月額並びに初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当の額を改定する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行に伴い、昭和五十九年度に必要な経費は、約千三百八億円である。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年十二月十九日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 睦男殿

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「二十万九千五百円」を「二十七万七千六百円」に改め、同項第二号中「四万百円」を「四万九千円」に改める。

第十一条第三項中「一万二千三百円」を「一万三千二百円」に、「三千八百円」を「四千二百円」に、「八千三百円」を「八千九百円」に改める。

第十二条の七第二項第一号ロ中「六千八百円」を「七千二百円」に改める。

第十二条第二項第一号中「一万七千六百円」を「一万八千三百円」に、「二千八百円」を「三千四百円」に改め、同項第二号中「二千四百円」を「二千六百円」に、「四千七百円」を「五千円」に、「六千四百円」を「六千八百円」に、「八千二百円」を「八千七百円」に改め、同項第三号中「一万七千六百円」を「一万八千三百円」に、「二千八百円」を「三千四百円」に改める。

第二十二條第一項中「二万二千七百円」を「二万三千五百円」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職等の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 給	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	312,300	242,600	—	—	—	125,600	107,500	—
2	325,400	252,700	216,100	183,500	153,400	132,000	112,800	88,000
3	338,600	262,900	224,300	191,200	160,400	138,500	118,800	90,700
4	351,700	273,100	232,600	199,000	167,400	145,000	125,500	93,600
5	364,800	283,500	241,100	206,800	174,700	151,700	131,500	96,600
6	378,000	294,000	249,700	214,600	182,200	158,200	136,500	99,900
7	391,000	304,500	258,400	222,400	189,600	164,600	141,300	103,600
8	404,000	314,700	267,200	230,300	196,800	170,900	146,000	107,500
9	416,900	324,900	275,900	238,300	203,900	176,200	150,200	111,300
10	429,800	334,800	284,600	246,400	210,700	181,500	154,100	114,700
11	439,500	344,400	293,200	254,500	217,500	186,600	157,900	117,800
12	445,700	353,800	301,700	262,700	224,200	191,600	161,600	120,500
13	451,900	362,100	310,200	271,000	230,800	196,600	165,300	123,200
14	457,400	368,500	318,300	279,100	237,200	201,000	168,000	125,500
15	462,200	374,700	326,200	286,600	243,500	205,300	170,700	127,700
16	—	379,000	332,600	293,700	249,100	209,600	173,400	129,800
17	—	—	338,600	299,400	254,600	213,500	176,000	131,400
18	—	—	342,600	304,700	258,600	216,800	178,400	—
19	—	—	346,400	308,500	262,100	219,900	180,400	—
20	—	—	350,200	312,100	265,400	222,200	—	—
21	—	—	—	315,700	267,900	224,500	—	—
22	—	—	—	319,300	270,400	226,800	—	—
23	—	—	—	322,900	272,800	229,000	—	—
24	—	—	—	—	275,200	231,200	—	—
25	—	—	—	—	277,600	—	—	—
26	—	—	—	—	280,000	—	—	—

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	179,400	151,600	124,300	109,800	88,700	79,200
2	185,400	157,100	129,700	114,600	91,400	81,600
3	191,400	162,700	135,200	119,400	94,400	83,900
4	197,500	168,200	140,700	124,300	97,500	86,300
5	204,000	173,800	146,100	129,200	101,000	88,700
6	210,500	179,400	151,600	134,100	105,100	91,300
7	217,400	185,000	156,800	138,800	109,300	94,200
8	224,200	190,600	161,900	143,500	114,600	97,200
9	231,100	196,100	166,900	148,100	119,300	100,600
10	237,900	201,000	171,900	152,600	123,900	104,500
11	244,700	205,900	176,400	157,100	128,400	108,500
12	251,600	210,800	180,800	161,800	132,600	112,600
13	258,300	215,700	185,200	165,500	136,500	116,700
14	264,900	220,500	189,500	169,400	140,300	120,800
15	270,700	225,200	193,800	173,200	143,600	124,400
16	276,400	229,900	198,000	176,600	146,800	127,800
17	282,100	234,400	202,200	180,000	149,000	131,100
18	287,700	238,900	206,400	183,200	151,600	133,500
19	292,600	243,300	210,400	186,400	154,200	135,900
20	297,300	247,500	214,000	188,800	156,500	138,200
21	301,400	251,300	216,900	190,800	158,600	140,200
22	305,400	255,100	219,300	192,800	160,500	142,100
23	309,400	258,500	221,600	194,800	162,400	144,000
24	312,700	261,800	223,700	196,700	164,300	145,900
25		264,200	225,700	198,600	166,100	147,800
26			227,700			149,700
27			229,700			151,600
28			231,700			153,400
29						155,100

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表(第六条関係)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	325,600	273,100					144,400	121,900	
2	336,000	283,500	256,000	239,000	206,900	175,100	151,200	128,100	97,500
3	346,400	294,000	264,500	247,500	214,500	182,700	158,200	134,400	101,200
4	356,800	304,500	273,100	256,000	222,100	190,400	164,900	141,200	105,300
5	367,300	314,700	282,300	264,500	230,500	198,000	171,500	146,700	109,800
6	378,000	324,900	291,200	273,100	239,000	205,600	177,800	151,100	114,400
7	391,000	334,700	300,100	282,000	247,500	213,200	184,000	155,100	119,000
8	404,000	343,600	309,000	290,900	256,000	220,600	189,100	158,500	122,900
9	416,900	352,400	317,800	299,800	264,400	227,700	194,100	161,800	125,600
10	429,600	361,000	326,600	308,600	272,900	234,800	198,800	165,200	128,100
11	439,500	369,600	335,300	317,400	281,400	241,800	203,500	168,500	130,400
12	445,700	378,100	343,900	326,100	289,900	248,700	208,100	171,500	132,300
13	451,800	386,500	352,300	334,800	298,300	255,500	212,100	174,500	134,200
14	457,400	395,000	360,700	343,300	306,700	260,400	215,800	177,300	136,100
15	462,200	403,100	369,000	351,600	315,100	264,600	219,000	179,400	137,700
16		410,500	376,900	359,100	323,400	268,700	222,100		
17		414,900	384,600	365,700	329,200	272,700	224,300		
18			388,700	369,600	334,600	275,800			
19			392,800	373,400	339,500	278,800			
20				377,200	343,200	281,200			
21					346,800	283,600			
22					350,400				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	特1等級 俸給月額	1 等 級 俸給月額	2 等 級 俸給月額	特3等級 俸給月額	3 等 級 俸給月額	4 等 級 俸給月額	5 等 級 俸給月額	6 等 級 俸給月額	7 等 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	325,000	273,100					124,400	110,200	
2	336,000	283,500	256,000	239,000	206,900	160,700	131,600	114,500	101,700
3	346,400	294,000	264,500	247,500	214,500	168,000	138,900	118,700	105,800
4	356,800	304,500	273,100	256,000	222,100	175,600	146,200	124,100	110,000
5	367,300	314,700	282,300	264,500	230,500	183,100	153,500	131,100	114,300
6	378,000	324,900	291,200	273,100	239,000	190,900	160,300	138,200	118,500
7	391,000	334,700	300,100	282,000	247,500	198,600	167,000	145,100	123,800
8	404,000	343,600	309,000	290,900	256,000	206,300	173,700	151,900	130,400
9	416,900	352,400	317,800	299,800	264,400	213,800	180,400	158,300	137,200
10	429,600	361,000	326,600	308,600	272,900	221,300	187,100	164,600	144,000
11	439,500	369,600	335,300	317,400	281,400	228,500	193,800	171,000	150,700
12	445,700	378,100	343,900	326,100	289,900	235,600	200,400	177,500	156,900
13	451,800	386,500	352,300	334,800	298,300	242,700	206,900	184,000	163,100
14	457,400	395,000	360,700	343,300	306,700	249,500	213,300	190,500	169,500
15	462,200	403,100	369,000	351,600	315,100	256,300	219,600	197,000	175,800
16		410,500	376,900	359,100	323,400	262,900	225,900	203,300	182,200
17		414,900	384,600	365,700	329,200	269,500	232,300	209,200	188,500
18			388,700	369,600	334,600	276,000	238,700	214,900	194,500
19			392,800	373,400	339,500	282,500	245,200	220,700	200,000
20				377,200	343,200	288,600	251,800	226,400	205,500
21					346,800	294,400	258,400	232,100	210,900
22					350,400	300,200	264,900	237,900	216,300
23					354,000	305,900	271,400	243,700	221,700
24						311,000	277,500	249,500	227,100
25						314,400	283,300	255,200	232,600
26						317,500	289,100	260,900	238,000
27						320,500	294,800	266,300	243,400
28						323,500	299,900	271,600	248,400
29						326,500	303,300	276,200	253,300
30							306,400	280,600	257,200
31							309,400	284,900	261,000
32							312,300	287,600	264,800
33							315,200	290,300	268,600
34									271,200

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特1等級 俸給月額	1 等 級 俸給月額	2 等 級 俸給月額	特3等級 俸給月額	3 等 級 俸給月額	4 等 級 俸給月額	5 等 級 俸給月額	6 等 級 俸給月額	7 等 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	325,000	273,100					144,400	121,900	
2	336,000	283,500	256,000	239,000	206,900	175,100	151,200	128,100	97,500
3	346,400	294,000	264,500	247,500	214,500	182,700	158,200	134,400	101,200
4	356,800	304,500	273,100	256,000	222,100	190,400	164,900	141,200	105,500
5	367,300	314,700	282,300	264,500	230,500	198,000	171,500	146,700	110,300
6	378,000	324,900	291,200	273,100	239,000	205,600	177,800	151,700	115,300
7	391,000	334,700	300,100	282,000	247,500	213,200	184,000	156,700	120,400
8	404,000	343,600	309,000	290,900	256,000	220,600	189,500	161,600	124,900
9	416,900	352,400	317,800	299,800	264,400	227,700	195,000	166,200	129,200
10	429,600	361,000	326,600	308,600	272,900	234,800	200,400	170,500	133,100
11	439,500	369,600	335,300	317,400	281,400	241,800	205,700	174,900	136,900
12	445,700	378,100	343,900	326,100	289,900	248,700	210,600	179,200	140,600
13	451,800	386,500	352,300	334,800	298,300	255,500	215,500	183,600	144,300
14	457,400	395,000	360,700	343,300	306,700	261,200	220,400	187,900	147,900
15	462,200	403,100	369,000	351,600	315,100	266,200	225,100	191,800	151,400
16		410,500	376,900	359,100	323,400	271,000	229,300	195,500	154,900
17		414,900	384,600	365,700	329,200	275,800	233,400	198,800	158,300
18			388,700	369,600	334,600	279,000	237,100	202,000	161,200
19			392,800	373,400	339,500	282,100	240,300	204,100	164,000
20				377,200	343,200	284,600	242,600		166,700
21					346,800	287,000	244,800		169,300
22					350,400	289,400	247,000		171,300
23							249,200		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	312,100	256,500	210,000	174,100	184,400	—
2	323,600	267,600	219,800	182,400	141,500	103,900
3	335,100	278,700	228,600	190,800	149,200	108,800
4	346,700	289,800	237,900	199,400	156,900	115,000
5	358,000	300,700	247,000	208,000	164,600	121,200
6	369,100	311,500	255,900	216,100	171,800	127,400
7	380,100	322,200	264,800	224,000	178,300	133,600
8	391,000	332,800	273,800	231,700	184,700	139,800
9	401,800	343,200	281,600	239,100	191,100	145,900
10	411,300	353,500	289,200	246,100	197,300	151,900
11	420,300	363,100	296,700	253,000	203,000	157,500
12	427,800	372,400	304,200	259,700	208,200	161,600
13	436,100	381,400	311,700	266,200	213,300	165,300
14	442,200	389,700	319,000	272,600	218,200	168,800
15	448,300	397,100	325,900	279,000	222,900	172,300
16	453,700	403,800	332,400	285,300	227,200	175,300
17	458,300	410,100	338,900	291,300	231,500	178,300
18		415,700	343,700	297,000	234,800	181,300
19		419,800	347,600	300,400		184,200
20			351,300	303,800		186,300
21			355,000			
22			358,700			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	206,500	167,000	136,300	110,500	90,100
2	213,100	173,600	142,000	115,000	92,400
3	219,700	180,300	147,800	120,100	95,000
4	226,300	186,900	153,700	125,300	98,100
5	232,900	193,600	160,300	130,600	101,800
6	239,700	200,200	166,800	135,900	105,800
7	246,600	206,500	173,300	141,300	110,200
8	253,700	212,300	179,900	146,700	114,700
9	260,800	217,900	186,400	152,200	119,400
10	267,800	223,300	192,900	157,800	124,600
11	274,900	228,600	198,900	163,300	129,800
12	282,000	233,800	204,100	168,800	135,000
13	289,100	239,000	209,300	173,900	140,200
14	296,100	244,100	214,400	179,000	145,400
15	302,600	249,300	219,100	184,000	150,100
16	308,500	254,400	223,800	188,800	154,700
17	314,400	259,400	228,000	193,600	159,200
18	320,100	264,300	232,200	198,000	163,600
19	325,200	269,100	236,100	202,400	167,900
20	330,200	273,300	239,600	206,200	171,600
21	334,700	277,300	242,600	209,400	174,400
22	339,000	280,300	245,300	212,300	177,000
23	343,200	283,300	247,900	215,000	179,000
24	346,800		250,100	217,500	
25		289,100	252,300	219,600	
26			254,500		
27			256,700		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職等の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	175,000	127,300	103,500
2	—	203,800	182,900	135,100	108,100
3	261,500	212,900	190,900	143,000	112,900
4	271,300	222,000	199,000	151,000	118,900
5	281,300	231,100	207,400	159,000	125,000
6	291,300	240,300	215,800	166,900	131,800
7	301,300	249,500	224,300	174,900	138,700
8	311,300	258,800	232,800	182,800	145,900
9	321,300	268,100	241,300	190,700	153,200
10	331,400	277,200	249,600	198,600	160,700
11	341,500	286,200	257,700	206,300	168,100
12	351,600	294,800	265,800	214,000	175,100
13	361,700	302,600	273,900	221,500	181,800
14	371,800	310,200	282,000	228,000	188,000
15	382,000	317,700	289,500	234,600	193,900
16	392,200	324,800	296,900	240,400	199,700
17	402,400	331,900	304,300	246,100	205,100
18	412,200	339,000	311,300	251,700	210,400
19	420,900	346,000	318,300	257,300	215,700
20	429,700	352,800	325,400	262,800	220,800
21	438,400	359,000	332,100	268,300	225,600
22	446,500	365,200	338,800	273,700	230,400
23	453,900	371,400	344,800	278,800	235,000
24	459,400	376,900	350,100	283,800	239,600
25	464,200	382,300	354,000	288,800	243,200
26	469,000	387,200	357,200	293,100	246,800
27		390,700		296,500	250,100
28				299,600	253,400
29				302,600	255,900
30					258,300

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職等の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	303,900	—	113,900	—
2	312,600	223,900	119,600	96,000
3	321,200	232,000	126,500	99,400
4	330,000	240,200	133,400	103,400
5	338,700	248,300	140,300	107,600
6	347,400	256,500	147,200	112,400
7	356,100	264,800	154,100	117,900
8	364,800	273,100	160,900	124,000
9	373,600	281,400	167,700	130,500
10	382,100	289,700	174,500	137,200
11	390,300	297,900	181,300	143,800
12	398,000	306,100	188,400	150,400
13	405,100	314,200	196,300	156,800
14	412,100	322,100	204,200	163,200
15	418,700	330,000	212,300	169,600
16		337,800	220,300	175,900
17		345,500	228,100	182,300
18		353,200	235,900	188,600
19		360,900	243,700	194,900
20		368,500	251,500	201,000
21		375,400	259,400	206,400
22		382,000	267,200	211,800
23		388,400	274,900	216,800
24		394,800	282,700	221,700
25		399,000	290,400	226,400
26			297,400	231,100
27			304,200	235,700
28			311,000	240,100
29			317,800	244,100
30			324,600	248,100
31			330,500	251,400
32			336,200	254,500
33			341,000	257,500
34			345,300	260,300
35			349,400	262,500
36			353,500	
37			356,500	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
1	円 300,800	円 —	円 108,400	円 —
2	308,500	190,900	108,700	96,000
3	316,100	199,200	113,900	99,400
4	323,900	207,400	119,600	103,400
5	331,700	215,700	126,500	107,600
6	339,300	223,900	133,400	112,400
7	346,900	232,000	140,300	117,900
8	354,300	240,200	147,200	124,000
9	361,100	248,300	154,100	130,500
10	368,000	256,500	160,900	137,100
11	374,200	264,700	167,700	143,600
12	380,300	272,800	174,500	149,900
13	385,100	280,200	181,300	156,000
14	389,900	287,600	188,400	161,900
15	394,000	294,900	196,300	167,800
16		302,100	204,200	173,500
17		309,200	212,300	179,100
18		316,200	220,300	184,500
19		323,200	228,100	189,800
20		330,300	235,900	195,000
21		337,300	243,700	199,900
22		343,600	251,400	204,500
23		349,600	259,200	208,900
24		354,900	266,900	212,900
25		359,500	273,900	216,300
26		363,200	280,700	219,900
27		366,200	287,600	223,000
28		369,200	293,900	225,600
29		372,200	300,000	227,900
30			305,800	230,100
31			311,500	232,200
32			317,100	
33			322,100	
34			327,000	
35			331,500	
36			335,300	
37			339,000	
38			342,700	
39			345,300	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十九年十二月二十一日 参議院会議録第三号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

二 教育職俸給表(四)

職等の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	341,400	—	175,000	136,200	107,500
2	351,500	222,000	182,900	143,800	113,800
3	361,600	231,100	190,900	151,300	120,500
4	371,700	240,300	199,000	159,200	127,300
5	381,900	249,500	207,400	167,000	134,300
6	392,100	258,800	215,800	174,900	141,400
7	402,300	268,100	224,500	182,800	148,600
8	412,200	277,200	233,300	190,700	155,900
9	420,900	286,200	242,400	198,600	163,200
10	429,700	294,800	251,600	206,400	170,400
11	438,400	303,100	260,800	214,300	177,400
12	446,500	311,300	269,800	222,400	184,200
13	453,900	321,300	278,800	230,600	190,800
14	459,500	331,400	287,400	238,800	197,100
15	464,300	341,500	295,600	246,900	203,400
16	469,100	351,600	303,700	254,900	209,300
17	—	361,700	311,600	262,400	214,900
18	—	371,800	319,800	269,800	220,500
19	—	382,000	326,600	277,100	225,600
20	—	392,200	333,700	284,300	230,700
21	—	401,200	340,700	291,400	235,500
22	—	407,100	347,600	298,400	240,200
23	—	412,900	353,800	305,300	244,900
24	—	418,600	359,900	312,200	249,200
25	—	424,200	365,600	318,900	253,200
26	—	429,300	370,600	325,400	257,000
27	—	433,600	375,600	331,900	259,900
28	—	437,900	379,100	337,900	262,800
29	—	—	—	343,800	—
30	—	—	—	348,800	—
31	—	—	—	353,700	—
32	—	—	—	358,500	—
33	—	—	—	361,800	—

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職等の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	112,300	96,800	—
2	—	—	118,300	100,400	88,100
3	—	—	125,400	104,800	90,800
4	251,400	181,100	132,600	109,600	93,700
5	261,500	189,700	139,800	114,600	96,800
6	271,700	198,400	147,000	120,900	100,300
7	282,200	207,100	154,300	127,400	104,400
8	292,900	215,700	161,600	134,100	108,800
9	304,000	224,300	169,200	140,900	112,400
10	315,200	232,800	176,500	147,700	115,800
11	326,500	241,300	183,900	154,500	118,800
12	337,900	249,600	191,300	161,100	121,800
13	349,100	257,800	198,600	167,700	124,800
14	360,300	265,800	205,500	174,200	127,200
15	371,500	272,600	212,300	180,300	129,600
16	382,400	279,600	219,000	185,700	132,000
17	393,400	285,800	225,000	190,700	133,700
18	404,300	291,500	231,000	195,800	—
19	415,200	297,200	237,000	200,700	—
20	426,000	302,800	243,000	205,500	—
21	435,200	308,400	248,900	210,300	—
22	442,100	313,900	254,700	214,600	—
23	448,000	319,000	260,600	218,100	—
24	453,000	323,800	265,200	221,500	—
25	458,000	328,300	269,700	224,200	—
26	462,200	332,600	273,000	226,700	—
27	—	336,100	276,200	—	—
28	—	—	279,400	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
1	317,200	243,800	—	146,000
2	327,600	254,400	212,800	154,700
3	337,900	264,900	223,100	163,500
4	348,200	275,400	233,400	172,400
5	358,400	285,900	243,800	182,500
6	368,800	296,400	254,300	192,700
7	378,100	306,800	264,700	202,800
8	387,400	317,200	275,100	212,800
9	396,800	327,600	285,500	222,900
10	406,200	337,900	295,800	232,800
11	415,600	348,200	306,100	242,500
12	424,900	357,800	314,900	250,700
13	434,200	367,200	323,500	258,500
14	443,500	376,400	331,700	266,200
15	451,600	385,600	339,800	273,900
16	459,400	394,600	347,900	281,600
17	466,800	403,100	355,900	289,300
18	472,400	411,700	363,800	296,800
19	477,200	420,200	371,600	303,600
20	482,000	426,700	377,800	308,000
21		433,000	383,700	312,300
22		437,300	389,200	315,400
23		441,600	392,900	
24			396,600	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	特 2 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額	6 等 級 俸 給 月 額
1	305,600	251,300	224,300	191,200	141,600	111,100	97,100	—
2	316,800	261,300	232,600	199,200	148,200	116,200	101,100	90,800
3	328,000	272,300	241,100	207,200	155,000	122,300	105,300	93,800
4	339,400	282,300	249,700	215,300	161,900	128,500	109,800	96,900
5	350,800	293,400	258,400	223,400	168,800	134,600	114,900	100,600
6	362,200	304,000	267,200	231,500	175,700	140,700	120,900	104,300
7	373,600	314,400	275,900	239,600	182,700	146,900	126,800	108,300
8	384,800	324,700	284,600	247,700	189,900	153,100	132,200	111,900
9	396,000	334,800	293,200	255,800	197,100	159,300	137,000	115,100
10	407,300	344,400	301,700	264,000	204,300	165,300	141,700	118,000
11	414,000	353,800	310,200	272,200	211,200	171,300	146,300	120,600
12	419,900	362,100	318,300	280,000	217,900	176,600	150,300	123,100
13	425,600	368,500	326,200	287,400	224,500	181,900	154,300	124,700
14	430,800	374,700	332,600	294,400	231,000	187,100	158,100	
15	436,000	380,900	338,600	300,100	237,500	192,200	161,800	
16	440,500	385,200	342,600	305,700	243,800	197,200	165,500	
17			346,400	310,700	249,800	201,700	168,200	
18				315,500	255,600	206,000	170,900	
19				319,100	259,900	210,300	173,400	
20				322,700	263,500	214,200	175,400	
21					267,000	217,300		
22					269,600	219,600		
23					272,100	221,900		
24					274,500	224,100		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	219,900	171,900	147,100	109,400	95,300
2	227,600	178,400	152,900	114,500	98,700
3	235,500	185,100	159,000	119,600	102,300
4	243,500	191,800	165,200	125,100	105,900
5	251,800	198,700	171,400	130,800	109,400
6	260,200	205,600	177,600	136,100	114,500
7	268,700	212,600	183,700	141,500	119,500
8	277,100	219,500	189,800	146,900	124,900
9	285,600	226,100	195,900	152,200	130,400
10	293,900	232,800	202,000	157,500	135,700
11	302,200	239,500	208,000	162,800	140,900
12	310,400	246,100	214,100	168,000	146,100
13	318,600	252,700	220,100	173,100	151,000
14	326,800	259,300	226,100	178,100	155,900
15	334,100	265,900	232,100	183,000	160,600
16	341,800	272,400	238,000	187,900	165,300
17	348,800	279,000	243,900	192,800	169,800
18	354,800	285,500	249,700	197,600	174,200
19	360,600	292,100	255,400	202,300	178,600
20	364,500	298,400	260,900	206,900	183,000
21	368,200	303,900	266,300	211,500	187,200
22	371,900	308,200	271,600	216,100	191,400
23		312,300	275,900	220,700	195,400
24		316,300	280,000	225,300	199,800
25		319,600	283,900	229,800	202,100
26		322,800	286,900	234,400	205,100
27		325,500	289,900	238,500	208,000
28			292,400	242,400	210,900
29				246,100	213,100
30				248,500	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表(第六条関係)

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	426,000
2	469,000
3	523,000
4	578,000
5	623,000
6	671,000
7	729,000
8	786,000
9	841,000
10	896,000
11	949,000
12	969,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学学長、試験所長又は研究所長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

1 (施行期日等)
この法律は、公布の日から起算して、改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

2 (最高号俸を超える俸給月額額の切替等)
昭和五十九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。

3 (切替期間における異動者の号俸等)
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給

月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。

4 (切替日前の異動者の号俸等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

5 (旧号俸等の基礎)
前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

6 (給与の内払)
改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

昭和五十九年十二月二十一日 参議院會議録第三号 一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案外二件

(人事院規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(機械類信用保険法の一部改正)

8 機械類信用保険法(昭和三十六年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。
附則に次の三項を加える。

3 公庫は、通商産業大臣が通知するところに

より、機械類信用保険法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二十号)附則第二条第一項の規定による廃止前の機械類信用保険特別会計法(昭和三十六年法律第百五十七号)第一条の特別会計においてその給与が支弁されていた職員についての昭和五十九年四月一日に始まる会計年度におけるその支弁されていた期間に係る次に掲げる支払を国に代わつて行うものとする。

一 一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第号)の施行による給与額の引上げに係る給与の増加額(以下「増加給与額」という。)の当該職員に対する支払
二 前号の給与額の引上げに伴う国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第九十九条第二項及び附則第二十条の二第一項の国の負担金の増加額について国が通商産業省に屬する職員をもつて組織する国家公務員等共済組合に払い込むべき金額の当該組合に対する支払

4 増加給与額に係る国家公務員等共済組合法第九十九条第二項の掛金の増加額については、公庫を同法第百一条第二項の給与支給機関とみなして、同項の規定を適用する。

5 公庫は、附則第三項に規定する支払に係る決算の処理に關しては、第十四条第一項に規定する特別の勘定において整理しなければならない。

審査報告書

特別職の職員に關する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十九年十二月二十日
内閣委員長 大島 友治
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一職職の国家公務員の給与改定に伴つて、特別職の職員に關する法律に規定する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行に伴い、昭和五十九年度に必要な経費は、約一億円である。

特別職の職員に關する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十九年十二月十九日
衆議院議長 福永 健司
参議院議長 木村 睦男殿

特別職の職員に關する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律案
特別職の職員に關する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律

(特別職の職員に關する法律の一部改正)
第一条 特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「九十三万八千円」を「九十六万九千円」に改め、同条第三項中「百十五万二千円」を「百十九万九千円」に、「六十万三千円」を「六十二万三千円」に改める。
第四条第二項中「二万二千七百円」を「二万三千五百円」に、「四万円」を「四万四千四百円」に改める。
第九条中「二万二千七百円」を「二万三千五百円」に改める。

別表第一の俸給月額欄中「一、五八〇、〇〇〇円」を「一、六三三、〇〇〇円」に、「一、一五二、〇〇〇円」を「一、一九〇、〇〇〇円」に、

「一、一〇一、〇〇〇円」を「一、一三七、〇〇〇円」に、「九三八、〇〇〇円」を「九六九、〇〇〇円」に、「九二八、〇〇〇円」を「九五九、〇〇〇円」に、「九一八、〇〇〇円」を「九四九、〇〇〇円」に、「八一四、〇〇〇円」を「八四一、〇〇〇円」に改める。

別表第二の俸給月額欄中「一、一〇一、〇〇〇円」を「一、一三七、〇〇〇円」に、「九二八、〇〇〇円」を「九五九、〇〇〇円」に、「九一八、〇〇〇円」を「九四九、〇〇〇円」に、「八一四、〇〇〇円」を「八四一、〇〇〇円」に、「七二四、〇〇〇円」を「七四八、〇〇〇円」に改める。

別表第三の俸給月額欄中「三七一、八〇〇円」を「三八三、九〇〇円」に、「三四〇、二〇〇円」を「三五一、四〇〇円」に、「三〇八、〇〇〇円」を「三一八、二〇〇円」に、「二七五、九〇〇円」を「二八五、一〇〇円」に、「二四六、八〇〇円」を「二五五、〇〇〇円」に、「二二〇、〇〇〇円」を「二二七、五〇〇円」に、「一九八、六〇〇円」を「二〇五、五〇〇円」に、「一八二、二〇〇円」を「一八八、五〇〇円」に改める。

(国際科学技術博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部改正)
第二条 国際科学技術博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法(昭和五十七年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「九十二万八千円」を「九十五万九千円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の

特別職の職員（以下「給与法」という。）及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

2 総理府設置法の一部を改正する等の法律（昭和五十八年法律第八十号。以下「法律第八十号」という。）第十五条の規定による改正前の給与法第一条第五号の二に規定する総理府総務副長官の昭和五十九年四月一日から同年六月三十日までの期間に係る俸給月額、法律第八十号第十五条の規定による改正前の給与法第三条及び別表第一の規定にかかわらず、九十五万九千円（同条第二項の規定に基づく内閣総理大臣の指定を受けていた者については、九十六万九千円）であつたものとする。

3 この法律による改正後の給与法若しくは国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定又は前項の規定を適用する場合においては、この法律による改正前のこれらの法律の規定に基づいて支給された給与又は法律第八十号第十五条の規定による改正前の給与法の規定に基づいて総理府総務副長官に支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定又は法律第八十号第十五条による改正前の給与法及び前項の規定による給与の内払とみなす。

審査報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年十二月二十日

内閣委員長 大島 友治

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与と改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額並びに学生手当及び営外手当の月額を改定する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和五十九年度に必要な経費は、約四百三十一億円である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年十二月十九日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 睦男殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「五千九百三十円」を「六千九百円」に改める。

第二十五条第二項中「五万七千九百円」を「六万九千円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表（第四条一第六条関係）

号 俸	指 定 職 俸 給 月 額	職 務 の 等 級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	426,000	1	348,600	266,900	163,800	163,800
2	469,000	2	358,000	278,000	237,800	176,500
3	523,000	3	372,400	289,200	246,800	184,200
4	578,000	4	386,900	300,500	255,900	192,200
5	623,000	5	401,400	311,900	265,300	201,900
6	671,000	6	415,900	323,500	274,700	201,400
7	729,000	7	430,200	335,000	284,300	218,900
8	786,000	8	444,500	346,300	293,900	227,500
9	841,000	9	458,700	357,500	303,500	236,100
10	896,000	10	472,600	368,300	313,100	244,700
11	949,000	11	483,500	378,900	322,600	253,400
		12	490,400	389,300	332,000	262,200
		13	497,100	398,400	341,300	271,100
		14	503,300	405,400	350,200	280,000
		15	508,600	412,200	358,900	289,000
		16		416,900	365,900	298,200
		17			372,500	307,100
		18			376,900	315,300
		19			381,100	323,100
		20			385,300	329,400
		21				335,200
		22				339,200

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階級 号	陸海空	俸給月額		陸海空	補給	1等陸海空	2等陸海空	3等陸海空	1等陸海空	2等陸海空	3等陸海空	准陸海空	陸海空	曹長	1等曹	2等曹	3等曹	陸海空	士長	1等士	2等士	3等士	
		円	円																				
1	陸海空	426,000	372,300	円	円	328,600	279,000	円	412,900	円	231,900	円	196,400	円	170,800	円	161,700	円	153,700	円	147,600	円	147,600
2	陸海空	469,000	387,300	円	円	335,500	288,700	円	250,400	円	231,900	円	203,800	円	175,500	円	165,800	円	161,800	円	155,700	円	155,700
3	陸海空	523,000	402,800	円	円	347,400	299,600	円	259,800	円	240,400	円	212,400	円	186,400	円	169,900	円	169,800	円	163,700	円	163,700
4	陸海空	578,000	417,800	円	円	359,100	311,200	円	269,400	円	248,900	円	221,000	円	194,300	円	177,400	円	177,300	円	171,200	円	171,200
5	陸海空	623,000	432,800	円	円	370,700	323,000	円	279,000	円	258,300	円	229,500	円	202,300	円	184,800	円	184,700	円	178,600	円	178,600
6	陸海空	671,000	447,200	円	円	382,200	334,900	円	288,600	円	267,900	円	237,900	円	210,300	円	192,200	円	192,100	円	186,000	円	186,000
7	陸海空	728,000	462,000	円	円	393,600	346,800	円	298,200	円	277,300	円	246,200	円	218,300	円	199,600	円	199,500	円	193,400	円	193,400
8	陸海空	786,000	476,800	円	円	404,900	358,400	円	307,900	円	286,600	円	254,200	円	226,300	円	207,000	円	206,900	円	200,800	円	200,800
9	陸海空	841,000	491,800	円	円	416,000	370,000	円	317,900	円	295,800	円	262,100	円	234,100	円	214,400	円	214,300	円	208,100	円	208,100
10	陸海空	896,000	502,800	円	円	427,100	380,900	円	327,900	円	305,000	円	270,000	円	241,700	円	221,700	円	221,600	円	215,300	円	215,300
11	陸海空	949,000	509,600	円	円	438,200	391,600	円	337,900	円	314,200	円	277,900	円	249,200	円	228,900	円	228,800	円	222,400	円	222,400
12	陸海空		516,500	円	円	449,300	401,900	円	347,800	円	323,300	円	285,800	円	256,700	円	235,900	円	235,800	円	229,300	円	229,300
13	陸海空			円	円	463,100	411,100	円	357,700	円	332,300	円	293,700	円	264,200	円	242,900	円	242,800	円	236,100	円	236,100
14	陸海空			円	円	471,700	418,200	円	367,500	円	341,200	円	301,400	円	271,700	円	249,900	円	249,800	円	242,900	円	242,900
15	陸海空			円	円	477,900	425,000	円	377,100	円	350,100	円	308,800	円	279,100	円	256,900	円	256,800	円	249,700	円	249,700
16	陸海空			円	円	483,800	430,000	円	386,600	円	358,800	円	316,200	円	286,500	円	263,900	円	263,800	円	256,600	円	256,600
17	陸海空			円	円	489,400	435,000	円	395,800	円	365,100	円	323,300	円	298,800	円	271,000	円	270,900	円	263,700	円	263,700
18	陸海空						440,000	円	402,900	円	370,800	円	330,000	円	300,800	円	278,100	円	277,400	円	270,800	円	270,800
19	陸海空						445,000	円	409,700	円	375,900	円	336,600	円	307,700	円	285,200	円	284,500	円	277,800	円	277,800
20	陸海空						450,000	円	414,700	円	380,900	円	342,900	円	314,500	円	292,200	円	291,500	円	284,800	円	284,800
21	陸海空							円	419,700	円	385,900	円	348,600	円	321,000	円	299,100	円	298,400	円	291,700	円	291,700
22	陸海空								424,700	円	390,900	円	353,600	円	327,400	円	305,900	円	305,200	円	298,500	円	298,500
23	陸海空								429,700	円	395,900	円	358,600	円	333,700	円	312,400	円	311,700	円	304,900	円	304,900
24	陸海空									円	400,900	円	363,300	円	339,300	円	318,800	円	318,100	円	311,300	円	311,300
25	陸海空											円	368,000	円	344,300	円	325,100	円	324,400	円	317,600	円	317,600
26	陸海空												円	372,700	円	349,300	円	330,700	円	323,500	円	323,500	
27	陸海空													円	354,000	円	335,700	円	335,000	円	328,100	円	328,100
28	陸海空														円	358,700	円	340,700	円	332,800	円	332,800	
29	陸海空														円	363,400	円	345,400	円	337,500	円	337,500	
30	陸海空														円	368,100	円	350,100	円		円		
31	陸海空														円	354,800	円	349,400	円		円		
32	陸海空														円	359,500	円	358,800	円		円		

備考 この表の陸海空将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

(俸給の切替等)

2 昭和五十九年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

3 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五項第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八条第六項及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第九項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替等)

4 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間に異動した職員の俸給月額等)

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律

律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。切替期間において、昭和五十四年改正法附則第九項の規定により昇給した職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該昇給の日における俸給月額についても、同様とする。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準する職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法又は昭和五十四年改正法附則第九項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

8 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

○大島友治君 だいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

「大島友治君登壇、拍手」

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、去る八月十日付の人事院の一般職の職員の給与についての勧告を政府として慎重に検討した結果、本年四月一日から平均三・四%内の改定を行い、その配分については勧告の趣旨に沿つて措置することとし、そのため所要の改正を行おうとするものであります。

その主な内容は、全俸給表の全俸給月額を平均三・三%引き上げるとともに、扶養手当、住居手当、通勤手当、医師等に対する初任給調整手当等の額の改定等を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国防科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査し、政府が独自に俸給表を作成する法的根拠、仲裁裁定と人事院勧告についての取り扱いの不公平性、ILO報告に対する政府認識、標準生計費との関連、官房長官談話と今後の対処方針、給与改定に伴う防衛費とGNP一%枠等について

質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと思います。

質疑を終わりましたところ、一般職職員給与法改正案に対し、稲山理事より、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合各派共同提案に係る修正案、内藤委員より、日本共産党提出の修正案が、特別職職員給与法改正案に対し、柄谷委員より、民社党・国民連合提出の修正案が、また防衛庁職員給与法改正案に対し、柄谷委員より、公明党・国民会議、民社党・国民連合各派共同提案に係る修正案がそれぞれ提出されました。

なお、これら各修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、後藤田総務庁長官及び加藤防衛庁長官より、各修正案についてそれぞれ反対の旨の発言がありました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して稲山理事より、政府提出の三法案及び内藤委員提出の修正案に反対、稲山理事及び柄谷委員提出の修正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して坂野理事より、各修正案に反対、政府提出の三法案に賛成、公明党・国民会議を代表して太田理事より、政府提出の三法案及び内藤委員提出の修正案に反対、稲山理事及び柄谷委員提出の修正案に賛成、日本共産党を代表して内藤委員より、政府提出の三法案及び柄谷委員提出の特別職職員給与法改正案に対する修正案に反対、稲山理事提出の修正案に賛成、柄谷委員提出の防衛庁職員給与法改正案に対する修正案に賛成、民社党・国民連合を代表して柄谷委員より、政府提出の三法案及び内藤委員提出の修正案に反対、稲山理事及び柄谷委員提出の修正案に賛成する旨の発言がありました。

討論を終わり、順次採決の結果、まず、一般職職員給与法改正案は、内藤委員及び稲山理事提出の修正案を否決し、多数をもって原案どおり可決

昭和五十九年十二月二十一日 参議院會議録第三号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

すべきものと決定いたしました。

次に、特別職職員給与法改正案は、柄谷委員提出の修正案を否決し、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、防衛庁職員給与法改正案は、柄谷委員提出の修正案を否決し、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、三案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第五 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第六 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上二案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長大

川清幸君。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十九年十二月二十日

参議院議長 木村 睦男殿
法務委員長 大川 清幸

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額額の改定等を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、昭和五十九年度に必要な経費は、約八億九千万円である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年十二月十九日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 睦男殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十二万八千円」を「九十五万九千円」に、「七十六万円」を「七十八万六千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

判 事 補	判 事	区 分										報 酬 月 額
		一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	
十二号		八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十号	九号	一六四、五〇〇円
十一号										十号	九号	一七一、六〇〇円
十号										十号	九号	一八三、五〇〇円
九号										十号	九号	一九二、八〇〇円
八号										十号	九号	二二二、四〇〇円
七号										十号	九号	二二二、七〇〇円
六号										十号	九号	二二八、〇〇〇円
五号										十号	九号	二五二、六〇〇円
四号										十号	九号	二七三、二〇〇円
三号										十号	九号	二九五、一〇〇円
二号										十号	九号	三一八、六〇〇円
一号										十号	九号	三五二、八〇〇円
										十号	九号	四二六、〇〇〇円
										十号	九号	四六九、〇〇〇円
										十号	九号	五三三、〇〇〇円
										十号	九号	五七八、〇〇〇円
										十号	九号	六七一、〇〇〇円
										十号	九号	七八六、〇〇〇円
										十号	九号	九四九、〇〇〇円
										十号	九号	一、〇五三、〇〇〇円
										十号	九号	一、一三七、〇〇〇円
										十号	九号	一、一九〇、〇〇〇円
										十号	九号	一、六三二、〇〇〇円

簡易裁判所判事

一	号	六七一、〇〇〇円
二	号	五七八、〇〇〇円
三	号	五二三、〇〇〇円
四	号	四六九、〇〇〇円
五	号	三七〇、七〇〇円
六	号	三五二、八〇〇円
七	号	三一八、六〇〇円
八	号	二九五、一〇〇円
九	号	二七三、二〇〇円
十	号	二五二、六〇〇円
十一	号	二三八、〇〇〇円
十二	号	二二一、七〇〇円
十三	号	二二二、四〇〇円
十四	号	一九一、八〇〇円
十五	号	一八三、五〇〇円
十六	号	一七一、六〇〇円
十七	号	一六四、五〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年十二月二十日

法務委員長 大川 清幸

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴

い、検察官の俸給月額額の改定等を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、昭和五十九年度に必要な経費は、約七億円である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十九年十二月十九日

別表(第二条関係)

区 分	俸 給 月 額	検 事										
		検 事 長	次 長	東京高等検察庁検事長	その他の他の検事長	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号
検 事 長	一、一九〇、〇〇〇円											
次 長	九六九、〇〇〇円											
東京高等検察庁検事長	一、〇五三、〇〇〇円											
その他の他の検事長	九六九、〇〇〇円											
一 号	九四九、〇〇〇円											
二 号	八四一、〇〇〇円											
三 号	七八六、〇〇〇円											
四 号	六七一、〇〇〇円											
五 号	五七八、〇〇〇円											
六 号	五二三、〇〇〇円											
七 号	四六九、〇〇〇円											
八 号	四二六、〇〇〇円											
九 号	三五二、八〇〇円											
十 号	三一八、六〇〇円											
十一 号	二九五、一〇〇円											

衆議院議長 福永 健司
参議院議長 木村 睦男殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第九条中「五十万六千円」を「五十二万三千円」に改める。
別表を次のように改める。

副 検 事										十二号	二七三、二〇〇円
										十三号	二五二、六〇〇円
										十四号	二三八、〇〇〇円
										十五号	二二一、七〇〇円
										十六号	二二一、四〇〇円
										十七号	一九一、八〇〇円
										十八号	一八三、五〇〇円
										十九号	一七一、六〇〇円
										二十号	一六四、五〇〇円
										一	四六九、〇〇〇円
										二	三七〇、七〇〇円
										三	三五二、八〇〇円
										四	三一八、六〇〇円
										五	二九五、一〇〇円
										六	二七三、二〇〇円
										七	二五二、六〇〇円
										八	二三八、〇〇〇円
										九	二二一、七〇〇円
										十	二二一、四〇〇円
										十一	一九一、八〇〇円
										十二	一八三、五〇〇円
										十三	一七一、六〇〇円
										十四	一六四、五〇〇円
										十五	一五二、四〇〇円
										十六	一四四、五〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

〔大川清幸君登壇、拍手〕

○大川清幸君 ただいま議題となりました二法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて裁判官及び検察官の給与の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法案を一括して議題とし、裁判官の任命手続、裁判官の報酬の相当なる額の意味、人事院勧告制度の尊重等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑の後、柳澤委員より、昭和五十九年度的人事院勧告の内容に就いて裁判官及び検察官の給与を改善する趣旨の修正案が提出されましたが、政府からは同案に対し賛成しがたい旨の発言がありました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して寺田理事より、公明党・国民会議を代表して飯田理事より、日本共産党を代表して橋本委員より、また、中山委員より、それぞれ修正案賛成、原案反対の意見が表明され、自由民主党・自由国民会議を代表して小島理事より、修正案反対、原案賛成の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、両修正案は賛成少数で否決され、両法案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

○議長(木村睦男君) この際、日程に追加して、国民年金法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。増岡厚生大臣。

〔国務大臣増岡博之君登壇、拍手〕

○国務大臣(増岡博之君) 国民年金法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

近時、我が国の社会経済は、人口構造の高齢化の進行、産業構造、就業構造の変化等により大きく変動しつつあり、これに伴い、年金制度のよって立つ基盤そのものにも重大な変化が生じております。

年金制度は、国民が安心して老後生活を営んでいく上で最も重要な柱であり、このような社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、長期的に安定した制度運営が維持されなければなりません。とりわけ、我が国社会が高齢化のピークを迎える二十一世紀においても、健全で安定した年金制度の運営が図られるよう長期的展望に立った制度全般

にわたる見直しと改革が迫られております。

今回提出いたしました改正案は、このような趣旨にかんがみ、年金制度改革に関する各方面の御意見を踏まえつつ取りまとめたものであります。その主眼は、本格的な高齢化社会と人生八十年時代の到来に備え、公的年金制度の長期的な安定と整合性ある発展を図るため、国民共通の基礎年金を導入するとともに、給付と負担の均衡を長期的に確保するための措置を計画的に講じることとであります。

こうした見地に立って、今回の改正案においては、まずその第一段階として、国民年金、厚生年金保険及び船員保険について制度体系の再編成を図る等所要の改正を行うことといたしてあります。

以下、改正案の内容につきまして、順次御説明申し上げます。

第一点は、制度体系の再編成であります。基本的には今後とも社会保険方式を維持することとし、国民年金制度を基礎年金を支給する制度として位置づけ、国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者にも拡大することといたしてあります。基礎年金の給付は、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の三種類としております。

一方、厚生年金保険制度は、原則として基礎年金に上乗せする報酬比例の給付としての年金を支給する制度に改めることとしてあります。また、被用者独自に必要な給付として、三級障害についての障害厚生年金及び子のない寡婦等に対する遺族厚生年金を支給するほか、当分の間、六十歳から六十四歳までの老齢厚生年金を支給することとしてあります。

第二点は、将来に向けての給付水準の適正化であります。現行制度のままといえますと、平均加入年数の伸びに応じて年金の給付水準が上昇し続け、現役の勤労者の賃金とのバランスを失うとともに、将来の保険料負担が過大となり、世代

間の公平と制度の円滑な運営が損なわれることが確実に予測されます。そこで、本格的な高齢化社会を迎える二十一世紀に向けて、今後発生する年金給付については所要の見直しを行い、給付と負担の均衡を図ることとしてあります。

すなわち、年金水準につきましては、平均加入期間が四十年になることを見込み、将来に向けて現在の水準を維持していくことといたしました。具体的には、今後生じる基礎年金の水準を、昭和五十九年度価格で月額五万円の定額とし、また、厚生年金保険の報酬比例の年金の乗率につきましては、施行日における年齢別に二十年の経過期間を設けて段階的に通減することとしてあります。なお、施行日において既に六十歳に達している者及び既発生の給付については、原則として従来どおりといたしてあります。

また、衆議院における修正により、夫婦がともに六十五歳に到達した老齢基礎年金を受給するまでの間における老齢厚生年金については、配偶者加給年金額に特別加算を行うこととされております。

第三点は、婦人の年金権の確立であります。被用者の妻につきましても、すべて国民年金を適用することといたします。改正後は、夫、妻それぞれに基礎年金が支給されることとなります。これにより、従来からの課題であった单身世帯と夫婦世帯の給付水準の均衡を図り、妻の年金権の確立を図ることができるようになるわけであります。

第四点は、障害年金等の改善に関する事項であります。まず、これまで障害福祉年金の対象であった二十歳前の障害につきましても障害基礎年金を支給し、額を大幅に引き上げるとともに、厚生年金保険の障害年金につきましても事後重症の五年間の制限期間を撤廃することとしてあります。

なお、衆議院における修正により、三級障害についての障害厚生年金の額について、その額が月

額三万七千五百円に満たないときは、三万七千五百円とするものとされております。

遺族年金につきましては、子のある妻、四十歳以上の高齢の妻に手厚い給付となるよう給付の重点化を図ることとしてあります。これに関連しまして、衆議院における修正により、子のない寡婦の遺族厚生年金に対する月額三万七千五百円の加算については、夫の死亡時に三十五歳以上である寡婦が四十歳に達したときから行うものとし、また、遺族の範囲については、被保険者の死亡の当時五十五歳以上であった夫、父母または祖父母を遺族とするものとし、その者が六十歳に達したときから遺族厚生年金を支給するものとされております。

以上のほか、厚生年金保険の資格期間に関する四十歳以上の十五年加入の特例、坑内員等の被保険者の期間計算の特例及び脱退手当金は、将来に向かつて廃止するほか、女子の支給開始年齢につきましても、男子と同じ六十歳に引き上げることとしてあります。これらについては、それぞれ所要の経過措置を講じることとしてあります。

第五点は、費用負担についてであります。

基礎年金の給付に要する費用は、国民年金の保険料、厚生年金保険の拠出金及び国庫負担で賄うこととしてあります。この場合、被用者世帯につきましても、被用者及びその妻に課税することとし、保険が拠出金として負担することとし、この拠出金の金額は、被用者及びその妻の合計数の総被保険者数に占める割合に応じて政令で定めるところにより計算することとしており、基礎年金の給付に要する費用を厚生年金保険と国民年金がいわば被保険者数の頭割りによって公平に負担することとしてあります。

国庫負担は、基礎年金に要する費用に一元化し、負担率は給付費の三分の一としてあります。厚生年金保険では、拠出金額の三分の一というようにとなります。なお、これとは別に、経過的に特別の国庫負担が行われることとなっております。

保険料は、自営業者等については、昭和六十一年四月から昭和五十九年度価格で月額六千八百円とし、その後も毎年度段階的に引き上げることといたしてあります。被用者については、昭和六十一年十月から保険料率を千分の十八引き上げることといたしてありますが、女子については、男子との格差を解消するため、引き上げ幅を千分の二十とし、その後も毎年千分の二ずつ引き上げることとしてあります。

第六点は、その他の事項についてであります。まず年金額の物価スライド制につきましては、実施時期を四月からとするほか、厚生年金保険について、適用事業所の段階的拡大及び標準報酬の上下限の改定を行うこととしてあります。

また、船員保険の職務外年金部門については、年金一元化の趣旨にかんがみ、制度的に同一の内容を有する厚生年金保険に統合することとしてあります。

さらに、衆議院において国民年金について、自営業者等の保険料及び学生の取り扱いに関し、今後検討を行う旨の規定を設ける等所要の修正が行われたところであります。

以上の年金制度の基本的な改正の施行期日につきましては、業務処理面の準備なども考慮し、昭和六十一年四月一日としてあります。

なお、政府原案におきましては、昭和五十九年度におきます年金額等の改定について、所要の改正を行うこととしておりましたが、別途議員立法により同様の措置を講ずることとされたことに伴い、関係規定を削除する修正が行われております。最後に、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の改正について申し上げます。

昭和五十九年十二月二十一日 参議院會議録第三号 国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。高杉勉忠君。

〔高杉勉忠君登壇、拍手〕

○高杉勉忠君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質問を行うものであります。

我が国の年金制度は、昭和三十六年に国民年金が発足し、国民皆年金がスタートいたしました。しかし、今日、多くの国民が我が国の年金制度に不満を持ち、その将来に不安を抱えております。それは、将来の年金財政の見通しが不透明であるばかりではなく、多くの矛盾と欠陥が制度に内包されているからであります。

具体的に指摘するならば、第一に、福祉年金等の経過的年金の水準が低く、高齢者、障害者等の生活保障機能を十分果たしていないこと。第二に、制度間あるいは同一制度内の不合理な給付水準の格差、年金額の計算方式、給付体系に見られる整合性の欠如、個人の年金額が容易に計算できず、一般国民にわかりにくいこと。第三に、被用者の妻に独立した年金権の確立がなく、離婚の場合の老後の年金保障が欠落していることなどであり、また、保険料負担、国庫負担等について、制度間のアンバランスなど多くの矛盾と欠陥が見られることであります。さらに、今後、我が国の人口構造が逆ピラミッド型に移行し、高齢化のテンポに比例して大衆負担も急増し、現役世代の可処分所得が減少していくことも明らかであります。

このようなときに、国民全体が納得できる、信頼に足る年金制度を二十一世紀の将来に向けて打ち立てることこそ極めて重要であり、かつ緊急を要する問題であります。

しかるに、本案は、五万円の低額な基礎年金へ

抑え込み、大幅な給付水準の引き下げ、また一方で国庫負担減らしを図りながら将来の負担の急増等、いずれをとってもこれからの働く世代に明るい光明を与えるものではありません。衆議院段階において修正を経て本院に送付されましたが、残念ながら基本的には何ら前進が見られず、このような修正では国民の期待とはほど遠いものと言わざるを得ないのであります。

私は、このような観点に立つて、以下質問を行うものであります。

まず、具体的な年金改革の質問に入る前に、年末の予算編成を直前にしている今日であります。昭和六十年予算に対する中曽根内閣の社会保障予算に対する取り組みの姿勢について伺います。

ここ数年の社会保障予算の編成を見るに、五十七年度の厚生年金等の国庫負担等の一部繰り延べ、国民健康保険については一カ月分の繰送り、五十八年度については前年度同様に加えて、しかも福祉年金予算について国庫負担の平準化の措置をとっております。さらに本年度は、大幅な医療保険改革による被保険者層に対する大幅な負担増など、いずれも長期的な展望を欠く当面の予算編成だけに終始しており、一方で大幅な防衛費の突出した伸びが特徴であります。

さらに、来年度は、福祉対策を中心とした国庫補助金について、地方の実情を無視した哲学のないうちの一律一割削減により地方への肩がわりを図ろうとしているのであります。また、最近の報道によれば、政府管掌健康保険の黒字にも食指を動かして、一般会計において一千億円からの借り入れを図ろうとしているのであります。本来短期保険の黒字は保険料率の引き下げに回すべきであります。こうした政府の社会保障費を削減し、国民の負担を大幅に引き上げて軍備を拡大する政策を断じて許すわけにはいかないものであります。

この際、来年度予算編成について総理はどのような基本姿勢で臨むのか、特に社会保障予算についてその編成の方針と、防衛費についてはGNP

一％枠を堅持するのかどうか、ここに具体的に明らかにしていただきたいのであります。

次に、本案の年金制度改革について、以下具体的にたたきたいと思ひます。

第一に、現在我が国の年金は七つの法律のもとに分立した雑割りの年金制度であります。その制度間に格差があることは先ほど指摘したとおりであります。

我が党は、横割りのナショナル・ミニマムとしての基本年金を一階として、二階部分に所得比例の社会保障年金をあわせて、公的年金として二階建ての構造を主張してまいりました。しかるに、我が党の主張する最低生活保障の年金的性格は欠落し、本案によれば、単身者は夫婦の二分の一という国際的にも全く類例のない制度となっているのであります。

さらに保険料は、自営業者等の場合、スタートの昭和六十一年四月時点で、所得の格差を無視して月額六千八百円の定額負担であります。その上、年金額は、現行制度で四十年間加入で月額七万八千円になるものをわずか五万円と低く抑えているのであります。しかも政府は、今日まで、国民年金のモデル年金額は二十五年加入で夫婦二人で月額十万円を超えると大々的に宣伝してきたのであります。これはまさに国民を欺くものであると言わざるを得ません。この期待権を裏切った年金額、また、その基本的性格をどのように説明されるのか、明確にいただきたいのであります。

第二に、現在でも国民年金について保険料の免除を受けている者が強制加入者の一六％を超えています。沖縄県においては実に四三％を超えている実態であります。掛金が払えず年金が受けられないということでは、制度あつて年金なしと言わざるを得ません。

我が党は、国民年金の基礎年金について、その性格からしても、現在の保険料納付方式を将来とも続けることには限界があると考えております。したがって、国民年金の保険料については目的税

的なものを検討すべきであると考えますが、政府の明確な答えをいただきたいのであります。

第三に、我が国の年金制度の最大の欠陥の一つでありますわかりやすい年金ではないということについてであります。その典型的な例が、厚生年金の老齢年金額が自分で正確に算出できないという点であります。年金額を知り得ないで、何で老後の生活設計ができるのであります。

我が党は、以前から、そのときどきの全労働者の平均賃金との関係から比較算出できるいわゆるポイント制の導入を主張してまいりました。今回のような改革の際に、思い切った方式の導入をすべきであります。この際、政府の態度を明確にいただきたいのであります。

第四に、今回の改革は、大きく財源の負担割合、給付の方法を改革しようとするものであります。それならば、この際、制度を支える財源である保険料、積立金の運用益、さらに国庫負担と将来の保険料負担はどういうように推移するのか、その長期見通しを明らかにすべきであります。

第五に、女性の年金権について伺います。女性の年金についての願いは、独立した個人として一生継続する年金加入権並びに受給権の保障であり、どのような変化の中でも一貫して継続できる年金を確立したいということであり、そのための女性の年金権の確立には特別な工夫が必要であると思ひます。例えば、無業の妻が夫の所得比例の部分についても自分の年金権が主張できるようにしなければ、男女平等に基礎を置いた年金権を確立したことはなり得ないと考えますが、政府の見解を求めるものであります。

第六に、障害者に対する制度改革に触れていただきたいと思ひます。

今回、障害福祉年金が障害基礎年金に切りかえられて、給付水準が改善されることは障害者対策の一步前進であると評価はいたしますが、障害者対策全体がこの改正を受けてどのように整合性を保っているのか、この点を明らかにしていただき

たいのであります。例えば特別障害者手当についてであります。重度の障害で就労できない者に對する手当とするのか、あるいは介護に従事して就労できない家族に對する手当としていくのか、現行の福祉手当との関係を含めて、この際明確にしたいのであります。

第七に、我が国の年金が拠出者自身コントロールできるものになっていないという点を指摘して伺いたいと思ひます。

そもそも年金の原資は、加入者の保険料、国庫負担、積立金の運用益、この三つしかないわけでありまして、その運用益について拠出者が大きな関心を持つのは当然であります。今日、厚生年金四十四兆円を超える積立金の有利運用が将来の保険料率に大きな影響を及ぼすかは、わずかに〇・一％有利に運用すれば何と四百四十億円の増収となる、このことから明らかであるところであり、積立金の有利な運用を積極的に図っていくとともに、拠出者の意向が反映されるように、資金運用審議会のメンバー等の構成等抜本的に再検討すべきではないかと考えますが、総理を初め大蔵、厚生両大臣からもあわせ所見を求める次第であります。

以上をもって質問を終わりますが、私は、本案の審議は十分に時間をかけて、本院が良識の府にふさわしい幅広い議論の上に、まさに二十一世紀を目指し国民の期待にこたえるため慎重に審議するべきものであると考えます。そもそも年金制度の改革は、暮らせる年金、わかりやすい年金、国民がコントロールできる年金にすることが基本であり、これを確立することが急務であります。このことを中曽根総理に強く要請して、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曽根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曽根康弘君) ます、年末御繁忙の折、年金問題を御審議いただきまして厚く感謝申し上げます。高杉議員にお答えを申し上げます。

まず予算編成におきまして、社会保障予算についてその編成方針いかんという御質問でございます。

財政改革は、我が国の将来の安定と発展にとって避けることのできない国民的課題でございます。昭和六十五年度赤字公債依存体質から脱却という努力目標に向けまして、最大限今後努力してまいり所存でございます。六十年の予算編成におきましてもこの方針を堅持いたし、さらにいゆる増税なき財政再建の基本方針のもとに、歳出の徹底した節減合理化に努めていく所存でございます。

社会保障予算につきましては、高齢化社会の進展等、経済、社会の変化に対応して今後とも各種施策を安定的に維持する等のために、給付の重点化、効率化等を行うとともに、給付と負担の公平化、適正化を行う必要があると思っております。また、真に恵まれない人々にとって必要な施策については、その緊要度、内容等を点検いたしまして、重点的に配慮してまいりたいと思っております。

防衛費についての御質問でございますが、六十年の防衛関係費については、防衛計画の大綱水準を可及的速やかに達成するという従来の方針に基づきまして、他の諸経費との調和等を図りつつ経費の効率化に努め、かつ防衛力の着実な整備を図っていくために必要最小限度の費用を計上するつもりでございます。

今回の予算編成におきましては、従来のGNP一％以内にとどめるように努力いたしたいと思っております。六十年の進行中はどうであるかという点につきましては、六十年のGNPがどうなるか、あるいは追加的経費がどのように出るかという点で、現在はまだ不確定であります。次に、基礎年金の基本的性格についての御質問でございます。

今回の改正は、国民共通の基礎年金を導入することによりまして、全国民を通じて給付と負担の

公平化を確立し、年金制度の安定化、制度間の格差の是正を図ることがねらいでございます。基礎年金の水準は、老後生活の基礎的な部分を保障するものとして国民生活の安定に寄与いたしたい、言いかえれば老後生活の支えとしての基礎的部分の保障、このようにお考えいただきたいと思っております。

次に、国民年金の保険料に福祉税とか、そのほか目的税的なものを導入すべきであるという御所見でございますが、これも一つの御見識であると思っております。しかし、我が国におきましては、従来いわゆる社会保険方式というよりなものが定着いたしております。新たに税というやり方でやることを果たして国民が受容するかどうかが、これは検討課題であると思っております。女性の年金確立のためには、今回の制度ではまだ十分ではないかという御質問でございます。

今回の案は、一面において基礎年金を導入することによりまして、サラリーマンの妻を含むすべての婦人に独自の年金を保障しようとするものでございます。それによりまして、長年の懸案であった婦人の年金確立の確立が大きく前進せられたと考えております。

次に、年金積立金の運用について、有利なる運用を図るべきであるという御質問でございます。この点については私も同感の点がございます。積立金というものは、これは一面においては国民全体の貴重な財源でございます。安全かつ有利に運用することが大事であると思ひます。しかし、一面においてはそれは公的資金でありまして、公共的な運用ということも考える必要があり、この公共性と有利性とのバランスをとるという面も必要であり、かつまた拠出者の意向という面もある程度反映されることが必要であると思ひます。これらの有利な運用等積立金の運用改善につきましては、今後、厚生、大蔵両省間で協議させたいと思っております。

次に、本改正案は慎重に審議するべきものであるという御質問でございます。

本改正案は、広く関係方面の御意見をお聞きいたしまして、二十一世紀を展望して、公平にして安定した年金制度をつくり上げるために適当な案であると考へております。

今回の改革は、七十年を目標に年金体系全体の一元化を實行しようというその一段階でございます。六十一年度の四月にこれらの厚生年金や国民年金あるいは共済年金の一元運用を発足させよう、そういう目標のもとにまず今回の法案を提出した次第なのでございます。共済年金につきましては、いづれ国会に御提案申し上げまして、六十一年度四月からの運用に間に合わせるように努力したいと考えておるわけでございます。また、婦人の年金確立とかあるいは障害者に対する特別の配慮とかという面も内容に込められておりまして、できるだけ早く審議を尽くして成立されんことをお願いいたしたいと思っております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣増岡博之君登壇、拍手〕

○国務大臣(増岡博之君) お答え申し上げます。まず、改正案におきましての期待権の取り扱い及び基礎年金の基本的性格についてのお尋ねでございますが、年金制度の長期安定のためには、給付と負担のバランスを図ることが不可欠でございます。このため、今回の改正におきましても将来に向けて給付水準の適正化を図ることとしておりますが、その際、現行制度からの円滑な移行に配慮し、既得権は保護し、期待権は尊重することを基本とし、きめ細かな経過措置を講じたところであります。

また、五万円という基礎年金の水準は、高齢者の実際の生計費等を総合的に勘案し、かつ保険料負担とのバランスも考慮して設定したものであります。この水準は、老後生活の基礎的部分を保障するものとしては妥当なものであると考へております。

次に、目的税のお尋ねでございますけれども、これは先ほど總理からお答えいただきましたとおりでございます。

次に、年金のポイント制を導入すべきとお尋ねでございますけれども、ポイント制を導入することは、年金について賃金スライド制をとることを意味してお尋ねでございます。このことは制度の基本的な仕組みにかかわる問題でありますし、また現行制度からの円滑な移行という点で事務処理の面でも難しい問題があることから、政府としては現在のところその導入は考えておりません。

次に、保険料等の長期的見通しについてのお尋ねでございますが、今回は将来にわたる給付額、保険料の推移等長期の財政収支試算を踏まえ作成したものであります。したがって、今回の改正案はこのような年金制度の長期的な見通しに立ったものであり、これによりその長期的安定が図られるものと考えております。

次に、無業の妻に夫の報酬比例年金について年金権を認めようとお尋ねでございますけれども、これにつきましては民法等各種の法体系のもとではなかなか困難な問題であると考えております。次に、障害者に対する制度改正についてのお尋ねでございます。

障害者に対する制度改正につきましては、成人の障害者に対する所得保障の充実を図るため、障害基礎年金制度の創設とあわせて現行の福祉手当制度を再編成し、特別障害者手当を創設することといたしております。また、この特別障害者手当は、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の重度の障害者本人に対し、その負担の軽減を図るため重点的に支給するものであり、これによりまして障害者福祉の一層の向上が図られるものと考えております。

最後に、積立金運用についてでございますけれども、先ほど總理もお触れになりましたように、将来の年金給付のための貴重な財源でございます。

ので、安全かつできる限り有利に運用することが必要でありますと同時に、年金積立金は強制徴収された保険料の集積でございますので、運用に当たっては提出者の意向が十分反映されることが必要であります。このような観点から、有利運用等積立金の運用改善についてはいかなる方策がとり得るか、大蔵省と事務局間で協議を続けているところであります。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣(竹下登) 拍手〕
○国務大臣(竹下登) まず、私に対する御質問は二つございます。一つは、国民年金保険料についていわれる目的税的なものを導入することを検討する時期に当たってはどうか、こういう御意見がありました。

總理からもお答えがありましたように、確かに今日までは社会保険方式で運営されて、それが我が国社会においては定着したという感じもございまして、そこで、税方式ということになりますと、ある意味においては大きな改革であります。この考え方というのは私も一つの御見識だというふうな考えております。したがって、これからいわれる保険料を提出した者としなくても公平が図られるかと、あるいはいはいずれにしても税負担でございますから、国民の側にそれだけのコンセンサスがどのような形で求められていくか、そういうような問題がいろいろあるかと思っております。

高齢化社会における年金負担のあり方については、そういう今のような意見をも踏まえた幅広い角度からの検討が必要であらうというふうに、私は今の御意見を聞きながら私なりに理解させていたところであります。

それから年金の有利運用の問題でございます。私の側から申しますならば、いわゆる資金運用部資金、これは国の制度、信用を通じて集められた公共的資金でありますので、それは一元的運用というものが適当である。しかし、その運用に当たっては、まさに住宅でありますとか生活環境整備

備あるいは中小企業対策、そうした公共的な運用を行いますとともに、他方では、今の御意見の通りに預託者の利益を考慮した有利運用と、この二面性を持つてお尋ねでございます。今後とも、公共性とのバランスをとりながら、できる限り有利運用に努めていかなければならぬ問題であるという認識をいたしております。

したがって、資金運用部資金の運用ということになりますと、学識経験者の方から成っております資金運用審議会、この委員の先生方にも年金関係審議会の公益委員の方々に学識経験者として入っていただいて、そうして提出者の意向も反映されるような形でこれまでも配慮してきてお尋ねでございます。さらに、昭和五十五年以降理財局長の私的な懇談会でございます年金資金懇談会、これを開催いたしまして提出者の意向反映に一層の意を用いていかなければならぬ。このような基本的立場に立って、また今厚生大臣からもお答えがありましたように、事務局間で協議してお尋ねであることを申し上げてお答えを終わります。(拍手)

○議長(木村睦男) 中野鉄造君。
〔中野鉄造君登壇、拍手〕
○中野鉄造君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、總理並びに関係各大臣に若干の質問を行うものであります。

今日、高齢化が急速に進展し、老後の生活を私的保障にゆだねることはますます困難となり、国民の約七割が老後の収入源の第一位に公的年金を挙げていることから、その依存と期待は明らかであります。その一方で、年金崩壊、年金財政の破綻論が国民の間でささやかれているなど、制度に対する信頼感が著しく危惧されているのも事実であります。だからこそ、年金制度の健全な持続を図るための抜本的改革こそは、重要かつ緊急

な課題であることは論をまちません。今回の改正案は、我が党が去る昭和五十一年十月に発表した福祉社会トータルプランにおいて主張した国民基本年金構想と大枠においては合致するものであります。しかし、我が党の主張する基本年金構想と異なり、今回の政府案では、無年金者をなくし、すべての国民がその老後において健康で文化的な最低限度の生活を保障されるという憲法二十五条の理念が欠落しており、まことに残念というほかはありません。すなわち、基礎年金という言葉からは、当然のことながら防貧的かつ基本的な生活保障を連想いたしますが、その実は、最低生活の保障にも満たない年金額であるからであります。

そこで、まず第一に問題にしたいのは、四十年加入で初めて月五万円給付という基礎年金の水準についてであります。政府案は、この五万円の根拠として、五十四年の全国消費実態調査に基づく六十五歳以上の単身者の飲食を中心とした消費支出分、その後の物価上昇分を加味した四万七千六百円によってこれを正當づけようとしていますが、ここには教養娯楽費、交通費、保健衛生費等は含まれておらず、憲法が求める最低の水準すらも満たしておりません。

なおまた、この水準は、五十九年度、二級地における男性七十二歳、女性六十七歳の老人世帯の場合の生活保護基準である十万六千八百八円をも下回るものであります。我が党の試算では、食費以外の教養娯楽費等を含めた老人の家計支出は五万五千三百五十四円であり、政府案でいくと約五万円が不足することが明らかとなっております。わずかに五万円といっても、老人にとってはこれは極めて貴重であります。そこで、何としても五万五千円の基礎年金を要求したいと思うのであります。また、政府案では、四十年間満期満額、完全納

付で初めて五万円の給付という大変厳しい仕組みとなつていますが、この期間の完全納付という点についての若干の緩和が必要と考えるのでありますが、あわせて伺いたいと思ひます。

第二に、保険料負担の問題について伺ひます。

すべての国民を対象に統一に保障するという基礎年金の本質からすれば、その保険料は何よりも大多数の国民にとって負担可能な範囲でなければなりません。厚生省の試算では、国民年金の保険料負担は今後急激に増加し、昭和八十五年以降にあっては五十九年度価格で月額一万三千円、夫婦では二万六千円にもなる見込まれています。現在においてさても国民年金の保険料免除者の数は倍増し、負担が月額五千八百三十円であつた五十八年度末でも、強制適用被保険者の一六・七％が免除を受けているのが実態であります。この免除率は、今日現に沖縄県の四三・三％を筆頭に既に十二道府県において二割を超えている現況から、将来の保険料負担に極めて悲観的な見通しを持たざるを得ません。

この現状を無視して、政府案のような定額拠出方式を施行するならば、必ずさらに免除者やあるいは無年金者等が増大し、あるいは平均的な基礎年金額は五万円を大きく割り込まざるを得ない構造的宿命にあり、実質的に基礎年金として機能しないような事態が危惧されるのであります。

幸い、衆議院修正において、自営業者等の保険料のあり方については必要な措置を講じる旨の文言が加わつたことを一歩前進と評価いたしますが、この際、我が党が主張する均等割と所得割の併用による所得比例制の導入について採用の考えはないか、いまだ一歩進んだ御答弁を期待したいと思います。

第三にお伺ひしたいのは、基礎年金給付額の三分の一という国庫負担についてであります。

現行の負担率の維持の必要性については、社会保険審議会の厚生年金部会報告等も指摘しているところであり、改正案では厚生年金の国庫

負担は切り下げられる方向にあります。我が党は、将来の健全な基礎年金制度を確立するためには、今後十五年間の経過措置により国庫負担を四割にまで漸増させるべきだと主張いたしますが、この点について御見解を伺ひます。

第四は、当面の政策的改善事項としての経過的年金の引き上げの問題についてであります。

現在、老齢年金受給者の七割は未成熟の拠出制国民年金や福祉年金、月額二、三万円程度の支給を受けているにすぎないのであります。特に福祉年金については、全額国庫負担であるため、財政事情から引き上げが困難というのが政府側の意向のようであり、老齢福祉年金の対象者は、明治四十四年四月一日以前生まれの高齢者であるため、毎年平均して二十万人から二十五万人ずつ死亡のため減少し、昭和八十五年ころにはほとんどゼロになると見込まれています。すなわち、対象者数の減による分の給付の改善に振り向けることは財政的に十分可能なはずであります。制度が存在しなかったため年金制度の恩恵に浴し得なかつたこれらの人々に対しては、物価スライドのほか毎年千五百円程度の引き上げを行い、老齢基礎年金の額に近づける努力をすることが、まさに血の通つた政治と思うのでありますが、改善についての政府の熱意を明らかにしていただきたいと思ひます。

最後に、年金積立金の運用について伺ひます。

厚生年金の積立金は、五十九年度の予算ベースでは四十四兆七千三百億円で上りますから、仮に〇・五％の高利運用でも年間約二千二百五十億円の増収が期待できるのであります。そもそも年金の積立金は、金利選好の可能な郵便貯金などと異なり、社会保険料として強制徴収されたものであり、厳しい状況の見込まれる年金財政の将来を想起するならば、政府として可能な限りの高利運用を図る責任を負つていなくてはなりません。以上述べた理由から、私は厚生年金等についても共済年金並みの運用方式を主張いたしますが、当面の

措置として、積立金の一定割合についての自主運用、有利運用を認めるべき時期に來ていると考えるのであります。この点について、特に大蔵、厚生両大臣に見解を伺ひたいのであります。

私は、以上数点にわたり年金問題の基本的事項についてお尋ねいたしました。どうかこの年金史上まさに画期的改正時に臨み、後世に称賛される善政を切に要望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 中野議員にお答えをいたします。

まず第一問は、基礎年金五万円というのはいくつ少なさ過ぎるではないか、これを五万五千円に引き上げることを要求する、こういう御質問でございます。

基礎年金は、老後生活の基礎的部分を保障するという考えに立ちまして、老後の支えと申し上げていふところでございまして、この考え方は憲法の精神にも合致しているものと思ひます。また、五万円という水準は、このような基礎年金の性格と、特に負担とのバランスというものを考慮した場合には、この程度でやむを得ないのではないかと思ひます。

次に、年金制度の画期的な改正に向かつてさらに前進せよというお示しでございますが、今回の改正案は、御指摘の内容も含めて広く関係者の意見も聞きながら、長い年月をかけて練つてきたものでございまして、改正案は、二十一世紀を展望した公平で安定的な年金制度をつくり上げるために最良の案として考えたものでございまして、所得比例制の御提言がございましたが、これも一つの考え方であると敬意を表しますが、我が国の実情から見まして、所得というものの正確な把握という問題について、特に零細中小業者等のことを考えてみますと、これは慎重に検討を要するものがあるのではないかと思ひます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣増岡博之君登壇、拍手〕

○国務大臣(増岡博之君) お答えいたします。

まず、基礎年金の要件である四十年を緩和すべき点のお尋ねでございますけれども、我が国の国民皆年金体制は、原則としてすべての国民による二十歳から六十歳までの保険料負担で成り立つ世代間扶養の仕組みでありまして、今後は、四十年加入が一般的でありますので、これを前提とすることが妥当かと考えております。

次に、所得比例保険料の導入に関するお尋ねでございますが、自営業者等の保険料について所得比例制を導入すべきとの考え方にはもつともな点もあると思ひますが、所得の把握等種々の難しい問題がありまして、この問題につきましては、衆議院での修正の趣旨を体し、将来の課題として検討してまいりたいと思ひます。

次に、基礎年金の国庫負担を四割にまで漸増させるべき点のお尋ねでございます。

年金制度における国庫負担のあり方は大きな検討課題でありまして、現実問題として極めて厳しい財政事情にある今日においては、残念ながら困難であると申さざるを得ません。

次に、老齢福祉年金等経過年金の引き上げについてのお尋ねでございます。

で協議を続けているところでございます。
以上でございます。

〔國務大臣(竹下登君) 拍手〕

○國務大臣(竹下登君) 私に対する質問は、いわゆる一部有利運用問題についてであります。

いわゆる国の制度、信用を通じて集められた公共的な資金、これは資金運用部資金で統合運用する、この形が今日までも定着してきておる問題であります。したがって、この運用に当たりましては、いわば公的資金であるという認識のもとに、住宅、生活環境あるいは中小企業、そういうことに運用いたします。そして一方は、今例示がございましたようにやはり有利運用と、この二面性を持ってまいりますので、そのバランスをとりながら、その範囲の中で、また可能な限り有利運用に努めていかなければならぬ、こういう基本的考え方によって今日までも運用をさせていただいております。

したがって、今日の時点で一部いろいろな操作をして、枠を決めてそれに限って有利運用にするとか、そういう物の考え方立たないで、総合調整の中で公共性と有利運用の二面をどう生かしていくかということについて、鋭意努力して今日に至っております。(拍手)

○議長(木村睦男君) 安武洋子君。
〔安武洋子君登壇、拍手〕

○安武洋子君 私は、日本共産党を代表して、国民年金改正法案について総理並びに厚生大臣に質問いたします。

総理、我が党の宮本議長が日ソ両国会談でも明らかにしたように、今日の世界政治の差し迫った中心課題は、核戦争阻止、核兵器の完全廃絶であり、これはまた日本国民の切実な願いであります。にもかかわらず、総理、あなたはアメリカの対日軍備増強要求にこたえて軍備を大膨張させ、核廃絶を願う国民に背を向けてレーガン政権の核戦

略に深く加担する一方、国民に対しては臨調行革の推進によって福祉、教育などを切り捨て、耐えがたい犠牲を押しつけてきました。これがあなたの言う戦後政治の総決算の中身ではありませんか。

〔議長退席、副議長着席〕

総理、このようなあなたの政治に対し、ミサイルよりも年金が大事だと国民の怒りが燃え広がっております。あなたはこの国民の声をどのように受けとめられますか、総理の政治姿勢をお聞かせください。

さて、本法案は、年金給付水準と保険料負担の適正化の名のもとに、現行のすべての制度にわたって年金を七割以下に切り下げ、一方、例えば厚生年金の保険料は直ちに二割引き上げ、将来は二、三倍と大幅に引き上げ、さらに支給開始年齢も将来六十五歳に引き上げるといふ、国民の老後生活の安定を根本から破壊する許しがたい悪法であります。政府は、昭和四十八年は年金の年と称して、我が国の年金制度に最も強く望まれているのは年金額の大大幅な引き上げだと言ってきました。それからわずか十年、一転して今度は高齢化社会に適応できないとして、年金額の大大幅な引き下げ等の改悪を行うというのには無責任きわまりないではありませんか。総理、主権者である国民に對し政治責任をどのように感じておられますか、お伺いをいたします。

政府は、すべての国民に基礎年金五万円が保障されるかのごとき宣伝を行っております。ところが、五万円年金は最高月額であり、二十歳から四十年、一月も休まずに保険料を納め続けた者のみに支給されるものであって、一月月でも不足すればそれだけ五万円から減額される仕組み、これが基礎年金ではありませんか。現在、国民年金の保険料納入免除者は一六・七％、その上、保険料納入滞納者が約五％あります。したがって、初めから五人に一人は五万円年金から除外されることになっております。

厚生大臣に伺います。国民年金で五万円の基礎年金が受けられる人は一体何割程度と予測しているのか、また平均年金額はどれぐらいと見込んでいるのか、さらに無年金者は将来発生しないと断言できるのですか、答弁を求めます。

さらに、政府は、本法案の目玉の一つとして、仕事を持たないサラリーマンの妻にも基礎年金を支給するので婦人の年金権を確立した、こう言っております。その一方で、現在の婦人に対する五十五歳支給を六十歳支給に、また保険料も男女均等にするため、婦人のみ毎年特別に引き上げるのではなく、昭和五十八年度に新たに厚生年金を受給した女子の八四％は、月額十万円以下なのです。総理、このような現状で支給年齢と保険料の均一化のみ先行やり方に、多くの婦人が反発するのは当然ではありませんか、見解を求めます。

年金のスライド制についてお聞きします。
我が党は、スライド部分については、過去二年にわたる物価上昇率を償う四・四％の物価スライドを実施することは政治的とするべき最低限の務めであり、義務であるとの立場から、四・四％の引き上げを内容とする修正案を提出いたしました。しかるに、この修正案は不当にも否決され、その結果、年金受給者は年末ぎりぎりになってわずかに二％改定分しか受け取れないことになったのであります。このようなことになるのも、我が国の年金スライド制が五％以上物価に変動があったときに初めてスライドを実施する、こういう仕組みになっており、自動的に物価や賃金にスライドするようになっていないという欠陥を持っているからです。

厚生大臣、先進諸国で我が国のような五％条項のスライド制はどこにもありません。我が党は、自動的に賃金スライド制を主張するものですが、政府は抜本改正と言いつつ、なぜ五％条項を撤廃しなかったのですか、お伺いいたします。
障害年金についてお伺いします。

我が党はかねてより、同じ障害を持ちながら年金制度に加入する以前の障害者には極めて低い障害福祉年金しか支給されない不合理や、厚生年金の事後重症制の改善等を主張してまいりました。本法案ではこれらの点で一定の改善はありますが、障害者が自立するにはなお十分なものではありません。今後障害者の意見をよく聞き、充実に努めるべきであります。厚生大臣の御所見を伺います。

高齢化社会に向けて年金受給者と給付費が増加するのは当然です。その財源をだれがどのように負担し合い、確保するのかが年金制度改革の柱です。政府は、国民の負担増は避けられない、こう宣伝しております。これは、現行の不合理な年金財源負担制度に何ら手をつけないことを前提とした言い分です。ここが根本的に間違っているのです。

我が国の厚生年金保険料の負担割合は、諸外国に比べ労働者負担が重く、資本家負担が軽いのが特徴です。例えば、我が国が労使折半であるのに対し、フランスでは労働者一に対して事業主は一・七四、イタリアでは二・三八、イギリスでは一・一六と、いずれも事業主負担が高くなっております。加えて、大企業の社会保険料負担は減量経営のもとで相対的に軽減している一方、国民は実質所得の頭打ちや税金、社会保険料負担の増大であえいでいることは、政府の指標でも明らかです。

真に高齢化社会へ向けての安定した年金制度を確立するためには、何よりも保険料の労使負担割合を折半主義から七、三方式、すなわち労働者負担割合の軽減を図るとともに、現行の雇用している労働者の賃金を基礎とした保険料徴収の仕組みに頼るのではなく、大企業に一定の負担増を求めるなど、適切な仕組みに転換すべきではないでしょうか。総理にお伺いをいたします。
私は、我が党が主張する方向で年金制度の抜本的改革を行うなら、国民に過大な負担を求めることなく、十分老後保障が可能な年金制度をつくり

上げることができると確信をいたします。私は、軍拡と大企業奉仕のために国民生活を切り捨てる臨調行革路線の一端である年金制度の歴史的な大改悪を目指す本法案に断固反対の意思を表明して、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣(中曾根康弘君) 安武議員にお答え申し上げます。

まず、戦後政治の総決算の名のもとに年金など福祉政策を後退させることはいけない、こういう御質問でございますが、今回の年金制度の改正は、二十一世紀の高齢化社会においても安定した制度を確立するためのものでありまして、必ずしも福祉切り捨てという御批判は当たらないと思います。この制度を長期、持続的に安定するという

こと、それから世代間の不正をできるだけは正すということ、こういうためにこういう改革も行われておるのであります。また、真に恵まれない立場にある方々については重点的に配慮を行うという私の考えも不変でございます。

次に、前は昭和四十八年においては年金の年と言ひ、今こういふような改革をやることは無責任ではないか、こういう御質問でございますが、現行の年金制度については制度間に格差があるというところ、それから現行のまま放置すると、将来年金受給者の年金と現役勤労者の賃金とのバランスが崩れるとともに負担も非常に過大になる、こういうおそれがあるわけでございます。

一般的に見まして、六十五歳の方々を見ますと、今十人がこれを支えて一人が受けている、六十五歳お一人に対して十人が支えているというものであります。紀元二〇〇〇年、昭和七十五年になりますと六人で支えなければならぬというところになります。七十歳の方については今十五人で一人を支えておられますが、大体十人で一人を支えるということになります。こういうことを放置してそのままにおきますと、相当な負担が現役の方々にかかってくるわけでございます。

そういう意味において何らかの調整措置を今からやっておかないと、この制度自体の根幹が危なくなるという問題があるのでございます。国民年金にいたしましても、このまま放置しますと、ピーク時には一番払う方は大体一万九千円ぐらいになります。これを一万三千円程度におさめたいというのでこういう改革もしておるわけでござい

ます。要するに、負担と給付との公平、あるいは世代間の公平、連続性、そういうような長期的視点に立つて今回の改正も行ったということをして御了承願いたいと思ふのであります。

婦人の年金権に関しまして、支給開始年齢と保険料の均一化を先行させるということには反対であるという御質問でございます。

女子の支給開始年齢の見直しや保険料率の男女格差の解消は、年金制度の公平かつ長期的に安定した運営を図るためにやむを得ない措置であると考えております。

次に、高齢化社会へ向けて安定した年金制度を確立するためには、保険料の負担割合を七、三割合に変えたらどうかという御質問でございます。現行の社会保険料負担は、企業の規模を問わずに労使折半としておりまして、これは久しく我が国に定着してある制度でございます。事業主、特に大企業に対して新たな負担を課するということは、今日の状態において必ずしも適当でないと考えております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

【国務大臣(増岡博之君) 答えていたします。

○国務大臣(増岡博之君) お答えいたします。まず、基礎年金五万円を受け取られた人の割合、基礎年金の平均年金額及び無年金者に関するお尋ねでございますけれども、新制度に完全に移行した時点では、保険料の免除とか未納の期間がある者を除いて、すべて月額五万円の年金が支給されることとなります。今回の改正では、本人の責任ではなく制度的に無年金になることをなくす

る措置をとっておるところでございます。

次に、婦人の年金権についてでございますけれども、先ほど総理からお答えになりましたとおりでございます。

物価スライド制についてのお尋ねでございますけれども、スライドの五％条項につきましては、政府の人事院勧告の要件などとの均衡から見て妥当と考えておるところでございます。また、実際に物価五％以下でも改善しておるところでございます。

次に、障害年金の充実についてのお尋ねでございますけれども、今回は全国民共通の基礎年金の導入に伴い、幼いときからの障害者にも障害基礎年金を支給することとし、障害者の方へ長年の要望にお答えしたものであります。今後とも必要に応じ施策の充実と努めたいと考えております。

次に、事業主負担の強化についてのお尋ねでございますけれども、先ほど総理からお答えになりましたとおりでございます。

以上でございます。(拍手)

○副議長(阿鼻根登君) 伊藤郁男君。

【伊藤郁男君登壇、拍手】

○伊藤郁男君 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、ただいま提案説明のありました国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、総理を初め関係大臣に質問を行うものであります。

現在我が国は、国内外において解決すべき多くの課題を抱えておりますが、その中の重要課題の一つは、来るべき高齢化社会において活力ある福祉社会をいかにして構築していくかでありまして、我が国の高齢化が世界に類例を見ないスピードで進みつつあることは御承知のところでありまして、この急速かつ深刻な人口の高齢化が、我が国の社会経済に及ぼす影響は極めて大きいものがあります。したがって、速やかに長期的かつ総合的な高齢者対策を講じ、将来に禍根を残さぬよ

うにしなければなりません。そのためには、現在の縦割り行政を改めることが必要にして不可欠であります。

この見地から、まず総理の御所見を伺いたいたしておりますが、内閣総理大臣のもとに、政、労、使、学識経験者及び国民各層の代表者で構成する高齢者対策国民会議を設置し、雇用、年金、医療、保健サービス、住宅、福祉サービスなど調和のとれた総合的な高齢者福祉計画を策定すべきだと考えますが、総理の御意見を伺いたいたしたいと思います。

次に、雇用の問題について総理にお伺いをいたします。

我が国は世界有数の長寿国になりましたが、ますます長くなる老後生活を豊かに、生きがいに満ちた第二の人生とするためには、何よりも所得保障が万全でなければなりません。そして、所得保障は雇用と公的年金がその柱となることは言うまでもありません。

そこで政府の方針をお伺いするのであります。第一は定年の問題であります。

六十歳定年が勤労者の強い要求となっておりますことは御承知のところでありまして、五十九年度の労働省の調査によりますと、一律定年制の企業では定年年齢六十歳以上が辛うじて五〇％を超え、五二・一％になったにすぎません。これは行政指導による定年延長に限界のあることを明らかに示しているものであります。私は、総理が勇断を持って今国会にいわゆる六十歳定年法を提出すべきだと考えますが、いかがでございますでしょうか。

次に、関連いたしまして労働大臣にお伺いしておきます。

六十歳を超えても働く意思と能力のある高齢者は極めて多いのであります。そうした人々に雇用の場を保障することは、活力ある福祉社会実現のためには避けて通ることのできない緊急課題であります。この見地から、我が党は、六十五歳までの雇用を保障するために高齢者雇用保障臨時措

置法の制定を強く求めているのでありますが、政府はこれを受け入れるお考えはないのか、六十五歳までの雇用保障の新たな施策を講ずる考えはないか、労働大臣の具体的な御答弁をいただきたいと存じます。

さて、所得保障のもう一つのかなめは公的年金制度であります。この制度にも多くの問題点が存在しております。すなわち、制度が分立しているために制度間に不正があること、一人一年年金が実現していないため、サラリーマンの妻の無年金問題が解決されておられませんし、成熟度が高まるに伴って個別制度ごとに財政が危機的状況に陥るなどの矛盾と問題点を抱えているのであります。

これらの問題点を解決するためには、基礎年金と所得比例年金の二階建ての制度に改めることが何としても必要であり、我が党がかねてから主張してきたところであります。今回の政府案はその方向に沿うものであり、かつ衆議院で我が党修正要求のうち三項目が修正されたために、我が党は同法案に賛成したところであります。

しかしながら、なお、我が党として、本院段階において次の三点につきまして法案修正を強く求めたいのであります。

その第一は、船員や坑内員など第三種被保険者の扱いについてであります。

これら労働者の就業環境はもとに厳しいものがあります。今なお一般労働者の何倍もの災害が残念ながら発生しているのであります。しかも、船員や坑内員の従事する海運、水産及び石炭産業は国民生活に欠かすことのできない重要産業であり、この維持発展のためにも、これらに従事する労働者には特別の保護政策が必要であります。

ところが、今回の改正案では、これら職種の特殊事情や従前からの経緯を考慮せず、年金支給年齢を除き、すべて一般にそろえられようとしておるのであります。このため、加入期間が延びても

従前の給付額より下回ることとなり、関係労働者間では激しい憤激と職場混乱が生じているのであります。もちろん制度の長期的安定と公平は必要であります。特殊労働者の立場にも配慮することが社会保障としての大義であり、本案の検討に当たった関係審議会においても、きめ細かな配慮の必要性が特に指摘されているところであります。

そこで、船員、坑内員など第三種被保険者の期間計算については、制度改正がなだらかに行われるよう激変緩和措置を求めるものであります。厚生大臣の明快なる御答弁をいただきたいのであります。

第二は、女子の保険料率の問題であります。

女子の保険料率は、現在男子の保険料率千分の百六を下回り、千分の九十三となっております。五十五年の改正でこの格差是正を進めることとなり、毎年千分の一ずつ女子の保険料率を引き上げられてまいりましたが、今回の改正案では、その引き上げ幅が毎年千分の二ずつと改められております。私は、男女平等の立場から、保険料率も男女同一が望ましいと考えますけれども、急激な負担増を避けるためにも、現行どおり毎年千分の一ずつに改めるべきだと考えるのであります。この点について厚生大臣の御見解をお伺いするものであります。

また、女子の支給開始年齢は昭和七十五年に六十歳に繰り延べられますが、そのためには雇用における男女平等が達成されることが前提でなければなりません。女子の雇用環境の改善にどう取り組まれますか、この際、労働大臣の所見を求めたいのであります。

第三は、三級障害厚生年金の給付水準であります。

衆議院修正によりまして月額三万七千五百円の最低保障制度が設けられ、政府原案より改善された点は認めますけれども、私としてはなお一層の改善が図られるべきだと考えるのであります。な

ぜならば、標準報酬月額が十萬円の者の三級障害者年金は現行月額五萬一千円であり、衆議院修正により最低保障額三万七千五百円が適用されたとしても、現行水準より月額一万三千五百円給付額が低下することになるからであります。私は、最低保障額を基礎年金相当額の月額五万円に引き上げるべきと考えますが、厚生大臣はこれにいかに対処されますか、具体的な方針を示していただきたいと思ひます。

次に、年金税制と年金積立金の自主運用について大蔵大臣にお尋ねをいたします。

まず年金税制であります。現行の老齢者年金特別控除の適用期限が昭和六十年十二月三十一日で切れることになっております。当然これは延長されることを考えております。延長に当たり、昭和五十年以降据え置かれてきた控除額七十八万円を、その後の物価上昇率を考慮して百万円に引き上げるべきだと考えますが、大蔵大臣の御見解をお伺いしておきたいと存じます。

次に、年金積立金の自主運用についてお聞きいたします。

公的年金の積立金は現在約四十四兆余円に達しておりますが、この金額が大蔵省の資金運用部に預託されております。こうした現状を打破し、年金積立金の自主運用を図ることが加入者の負担軽減と年金財政の長期安定のために必要不可欠であります。したがって、六十年度において少なくとも新規預託金のうち一割程度を自主財源として運用できる道を切り開くべきだと考えますが、大蔵大臣の具体的な対応策をお尋ねしたいのであります。最後に、いわゆる官民格差を是正するため、本法で設けられる基礎年金を共済年金にも創設するよう早急に共済年金改正法案を国会に提出すべきことを強調しつつ、私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣(中曾根康弘君) 伊藤議員にお答えをいたします。〕

〔国務大臣(中曾根康弘君) 伊藤議員にお答えをいたします。〕

内閣総理大臣のもとに高齢者対策国民会議、あるいは高齢者福祉計画をつくるべきであるという御質問でございますが、高齢者対策につきましては、関係各省庁において幅広く国民各界各層の意見を聴取して行っており、ところでございますが、関係各省庁間の緊密な連絡を図って、総合的な施策を推進するために、従来より内閣総理大臣を本部長とする老人対策本部を設置して行っており、ところでございます。

また、高齢者対策のビジョンにつきましては、随時懇談するために、学識経験者等から成る老人問題懇談会も開催しております。今後とも、これらを活用いたしまして総合的な高齢者の福祉対策の推進に努めてまいらる所存でございます。

次に、民間における六十歳定年法案を今国会に提出する考えはないかという御質問でございます。

六十歳定年の法制化問題につきましては、今月雇用審議会におきましてこの問題に関する審議が再開されたところであります。その結論を得た上で対処したいと思ひます。いずれにしても、六十歳定年一般化の早期実現に向けて指導、援助してまいりたいと思ひております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣(増岡博之君) 伊藤議員にお答えをいたします。〕

まず、船員、坑内員等の期間計算の特例に関するお尋ねでございますが、この特例につきましては、公平な年金制度を確立するという観点に立ち、できる限りの経過措置を講じながらこれを廃止することとなっております。

御指摘の加入期間が延びても年金額が下がるという問題につきましては、五十五歳を年金支給開始年齢としております以上、一般の加入者との均衡から見てもやむを得ないものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、女子の保険料率についてのお尋ねであり

ますが、男女の保険料率の格差の解消につきましても、かねてから関係審議会の御指摘もあり、既に昭和五十五年以降法律の規定に基づき実施しているところであり、今回の措置は、公平な年金制度を確立するという観点から、より速やかに格差の是正を図ることとしたものであり、御理解願いたいと思います。

最後に、三級障害厚生年金についてのお尋ねであります。この問題については、既に衆議院において修正が行われたところであり、政府としてこれを尊重させていただきたいと存じます。

以上でございます。(拍手)

【国務大臣山口敏夫登壇、拍手】

○国務大臣(山口敏夫) 自分の能力、勤労を通じて社会に貢献し、仕事を持つての喜び、生きがいこそ人生最大の幸せと存じます。したがって、高齢化社会を迎えるに当たって、高齢者の雇用問題は大事な政治課題であり、政府にとりましても重要な政策事項と承知しております。ただ、高齢者は健康、体力等によって個人差もございますし、一律に定年延長によって雇用確保を行うことは、現状においてなかなか難しい問題もございます。このため、雇用延長を行う事業主に対する助成、シルバー人材センターの育成、援助など、その多様な就業ニーズに応じた施策を講じているところでございます。

今後、本格的な高齢化社会の到来に対処するためには、中長期的な視点に立って高齢者の雇用対策のあり方を見直し、その充実強化を図ることが必要であると考えます。このため、関係審議会等の論議を踏まえ、高齢者の雇用対策の確立に努力してまいりたいと存じます。

伊藤先生の御提案を含め、御党の政策提言につきましてもよく勉強し、研究させていただきたいと存じます。

また、女子雇用の改善の問題でございますが、最近の女子労働者の増加に対応し、女子労働者の

能力の有効発揮を図るため、女子の雇用環境の改善が必要であることは御指摘のとおりであります。また、最近の民間調査機関の調査等によりましても、女子雇用の積極的な進め方による企業成長性が評価されております。このため、現在国会で御審議をいただいておりますいわゆる男女雇用機会均等法案の早期成立を期し、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保に努めてまいりたいと考えております。

特に、男子より定年年齢の低い男女別定年制につきましても、積極的な行政指導により改善が進んでおりますが、同法案においても定年、退職、解雇等につきましても男子と差別的取り扱いをしてはならないとしておるわけでございまして、今後さらにその解消に努力してまいりたいと存じます。(拍手)

【国務大臣竹下登君登壇、拍手】

○国務大臣(竹下登君) 私に対する御質問は、いわゆる年金税制の問題と、それから自主運用、この二つでございます。

まず、公的老年年金につきましては、その課税に当たりまして、老年者年金特別控除のほか、給与所得控除の適用が認められておりまして、その結果、公的年金だけでは所得のない老年者夫婦の方の場合には、その年金収入が二百四十一万八千円、配偶者が老人控除対象配偶者の場合には二百五十一万一千円、これ以下の場合には所得税は課税されないということになっておりますので、それなりの優遇措置はしてあるというふうに認識をいたしております。したがって、この老年者年金特別控除額の引き上げということは、今日の時点では考えておりません。

一昨日申し上げたいたしました税制調査会の六十年年度答申におきましては、公的老年年金に対する課税につきましても、「各種年金制度の統合化、受給単位の個人化等公的年金制度自体の改正の動向を踏まえて」検討を行うべきであるという答申をちょうだいしておりますことをつけ加えさせて

いただきます。

それから、自主運用問題でございますが、再三申し上げましたように、国の制度、信用を通じて集められた各種資金は、資金運用部資金としていわゆる一元の管理運用するという建前を今日もっておりますわけであります。これは、政策的な重要性に際してはバランスのとれた資金配分、すなわち公共性と有利運用、この両面でありまして、そして財政金融政策との整合性の問題、さらには効率的、機動的な資金運用、こういうことを考えますと、やはり合理的運用の仕組みとはすなわち統合運用であるというふうに考えざるを得ないと思うわけであります。

また、臨調最終答申あるいはそれを受けましての政府の新行革大綱等におきましても、そういう仕組みを今後最大限に尊重する旨を明らかにしておるといふことをつけ加えさせていただきます。(拍手)

○副議長(阿具根登君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(阿具根登君) この際、お諮りいたします。運輸委員長矢原秀男君から常任委員長を辞任いたしましたとの申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○副議長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○副議長(阿具根登君) つきましては、この際、欠員となりました運輸委員長長の選挙を行います。

○名尾良孝君 運輸委員長長の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○浜本万三君 私は、ただいまの名尾君の動議に賛成いたします。

○副議長(阿具根登君) 名尾君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○副議長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、運輸委員長に鶴岡洋君を指名いたします。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 木村 睦男君
副議長 阿具根 登君

中野 鉄造君 服部 信吾君
刈田 貞子君 坂山 映子君
大川 清幸君 馬場 富君
矢原 秀男君 小西 博行君
伊藤 郁男君 藤原 房雄君
太田 淳夫君 峯山 昭範君
中村 鋭一君 井上 計君
沖 外夫君 塩出 啓典君
中野 明君 原田 立君
飯田 忠雄君 柳澤 鍊造君
山田 勇君 宮澤 弘君
杉山 令華君 鶴岡 洋君
田代富士男君 黒柳 明君
和田 教美君 栗林 卓司君
柄谷 道一君 福岡日出磨君
宮田 輝君 三木 忠雄君
鈴木 一弘君 中西 珠子君
高桑 栄松君 田淵 哲也君
藤井 恒男君 鳩山威一郎君
秦野 章君 二宮 文造君
多田 省吾君 白木義一郎君
高木健太郎君 伏見 康治君
三治 重信君 関 嘉彦君

安井 謙君	田中 正巳君	遠藤 政夫君	金丸 三郎君
中山 千夏君	木本平八郎君	亀長 友義君	北 修二君
青木 茂君	下村 泰君	斎藤 十朗君	山本 富雄君
山田耕三郎君	美濃部亮吉君	亀井 久興君	大島 友治君
桑 豊君	喜屋武眞榮君	安孫子藤吉君	林 道君
青島 幸男君	石井 道子君	平井 卓志君	藤田 正明君
石井 一二君	浦田 勝君	山内 一郎君	土屋 義彦君
大浜 方榮君	岡野 裕君	西村 尚治君	初村滝一郎君
海江田鶴造君	工藤万砂美君	松垣徳太郎君	長田 裕二君
小島 静馬君	松浦 功君	鈴木 省吾君	世耕 政隆君
福田 宏一君	中川 幸男君	増田 盛君	森山 眞弓君
高木 正明君	関口 恵造君	村上 正邦君	野末 陳平君
梶原 清君	森下 泰君	柳川 覺治君	宮島 澁君
沢田 一精君	佐々木 満君	水谷 力君	田 英夫君
後藤 正夫君	長谷川 信君	出口 廣光君	林 健太郎君
成相 善十君	堀内 俊夫君	藤野 賢二君	星 長治君
井上 吉夫君	夏目 忠雄君	松岡満寿男君	大坪健一郎君
坂野 重信君	斎藤栄三郎君	前田 勲男君	岩上 二郎君
岡田 広君	上條 勝久君	谷川 寛三君	井上 裕君
中村 太郎君	遠藤 要君	田代由紀男君	森田 重郎君
徳永 正利君	熊谷太三郎君	穂山 篤君	藤井 裕久君
源田 実君	加藤 武徳君	降矢 敬義君	堀江 正夫君
蔵内 修治君	植木 光教君	増岡 康治君	真鍋 賢二君
岩動 道行君	古賀雷四郎君	最上 進君	志苦 裕君
中山 太郎君	大城 眞順君	坂元 親男君	中西 一郎君
江島 淳君	川原新次郎君	原 文兵衛君	梶木 又三君
田沢 智治君	内藤 健君	小林 国司君	寺田 熊雄君
藤田 栄君	吉村 真事君	浜本 万三君	石本 茂君
吉川 芳男君	吉川 博君	嶋崎 均君	河本嘉久蔵君
矢野俊比古君	前島英三郎君	安田 隆明君	山崎 竜男君
倉田 寛之君	佐藤榮佐久君	上田 稔君	野田 哲君
志村 哲良君	杉元 恒雄君	小山 一平君	梶原 敬義君
曾根田郁夫君	竹山 裕君	稻村 稔夫君	菅野 久光君
名尾 良孝君	藤井 孝男君	吉川 春子君	下田 京子君
岡部 三郎君	大木 浩君	糸久八重子君	久保田眞苗君
岩本 政光君	井上 孝君	本岡 昭次君	佐藤 昭夫君
松尾 官平君	下条進一郎君	近藤 忠孝君	鈴木 和美君
岩崎 純三君	大河原太一郎君	山田 謙君	佐藤 三吾君

松前 達郎君	安武 洋子君	地方行政委員	辞任
内藤 功君	高杉 勉忠君	工藤万砂美君	補欠
村沢 牧君	大木 正吾君	加藤 武徳君	補欠
丸谷 金保君	橋本 敦君		
青木 新次君	対馬 孝且君		
片山 甚市君	目黒今朝次郎君		
赤桐 操君	立木 洋君		
神谷信之助君	福岡 知之君		
安永 英雄君	和田 静夫君		
松本 英一君	竹田 四郎君		
村田 秀三君	小笠原貞子君		
市川 正一君	小野 明君		
大森 昭君	矢田部 理君		
中村 哲君	瀬谷 英行君		
小柳 勇君	秋山 長造君		
上田耕一郎君	宮本 顕治君		
内閣総理大臣	中曾根康弘君		
法務大臣	嶋崎 均君		
大蔵大臣	竹下 登君		
厚生大臣	増岡 博之君		
労働大臣	山口 敏夫君		
国務大臣(総務庁長官)	後藤田正晴君		
国務大臣(防衛庁長官)	加藤 紘一君		
政府委員	内藤 健君		
科学技術政務次官	中馬 弘毅君		
環境政務次官	吉原 健二君		
厚生省年金局長	小里 貞利君		
運輸政務次官	畑 英次郎君		
郵政政務次官	浜野 剛君		
労働政務次官			
議長の報告事項			
去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
地方行政委員	辞任	補欠	
工藤万砂美君	加藤 武徳君	補欠	
法務委員	辞任	補欠	
新谷寅三郎君	河本嘉久蔵君	補欠	
農林水産委員	辞任	補欠	
宮田 輝君	竹山 裕君	補欠	
商工委員	辞任	補欠	
河本嘉久蔵君	松岡満寿男君	補欠	
通信委員	辞任	補欠	
竹山 裕君	宮田 輝君	補欠	
建設委員	松岡満寿男君	新谷寅三郎君	
辞任	加藤 武徳君	工藤万砂美君	
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
国民生活・経済に関する調査特別委員	辞任	補欠	
真鍋 賢二君	長谷川 信君	補欠	
選挙制度に関する特別委員	辞任	補欠	
長谷川 信君	名尾 良孝君	補欠	
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。			
懲罰委員会	理事 小林 国司君 (山内一郎君の補欠)		
同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。			
日本電信電話株式会社法案(第百一回国会提出)			
衆議院送付本院継続審査)			
電気通信事業法案(第百一回国会提出)			
付本院継続審査)			
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案			

(第百一回国会提出衆議院送付本院議院審査)
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び
納付金に関する法律の一部を改正する法律案
(第百一回国会提出衆議院送付本院議院審査)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政
府との間の両国の地先沖合における漁業の分野
の相互の關係に関する協定の締結について承認
を求めるの件

同日議員から次の質問主意書が提出された。

松本市都市計画公園(松本運動公園)ならびに長
野県が行つた県営園地整備事業(中信平右岸土
地改良事業)に対する補助金の交付に関する質
問主意書(中山千夏君提出)

同日内閣から次の報告書を受領した。

同日内閣において承認することを議決した次の件
を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政
府との間の両国の地先沖合における漁業の分野
の相互の關係に関する協定の締結について承認
を求めるの件

去る十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

ガソリンの自主輸入等に関する質問主意書(木
本平八郎君提出)

松本市都市計画公園(松本運動公園)ならびに長
野県が行つた県営園地整備事業(中信平右岸土
地改良事業)に対する補助金の交付に関する質
問主意書(中山千夏君提出)

去る十六日奈良県選出議員新谷寅三郎君が逝去さ
れた。

去る十七日議員から次の質問主意書が提出され
た。

東京新宿「京王プラザホテル」屋上の米軍電波中
継施設建設計画に関する質問主意書(上田耕一
郎君提出)

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、補欠を指名した。

内閣委員

辞任

川原新次郎君

通信委員

補欠

川原新次郎君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。よつて議長は即日これを社会労働委員会に
付託した。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関
する法律の一部を改正する法律案(社会労働委
員長提出)(衆第一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜屋武眞榮君提出疎開船「対馬丸」に
関する質問に対する答弁書

一昨十九日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

宮本 願治君

建設委員

辞任

安武 洋子君

補欠

宮本 願治君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議
長は即日これを社会労働委員会に付託した。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関
する法律の一部を改正する法律案(衆第一号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。

国民年金法等の一部を改正する法律案(第百一
回国会開法第三六号 衆議院議院審査)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつ
て議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律案(閣法第一号)

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学

技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法
の一部を改正する法律案(閣法第二号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣
法第三号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政
府との間の両国の地先沖合における漁業の分野
の相互の關係に関する協定の締結について承認
を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

昭和五十九年十二月二十一日 参議院會議録第三号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。
平和問題研究会の報告書に関する質問主意書
(秦豊君提出)
安全保障政策の諮問の在り方等に関する質問主意書(秦豊君提出)
中曾根首相の防衛費についての認識に関する質問主意書(秦豊君提出)

同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二條及び第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
(十一月十五日任期満了による再任)
内田 秀雄
(同) 田島 英三
(同) 山本 寛
同日内閣から、左記の者を科学技術会議議員に任命したので、科学技術会議設置法第七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(十二月二十四日任期満了による再任)
芦原 義重
(同日任期満了の鈴江康平の後任)
武安 義光
同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査委員会に任命したので、公害健康被害補償法第三十三條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(十二月二十四日任期満了による再任)
岸野 駿太
(同) 島田 晋
同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したので、犯罪者予防更生法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
(十二月二十四日任期満了による再任)
緒方 節郎
(同日任期満了の岩崎隆彌の後任)
面岡 正之
同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(十二月二十四日任期満了による再任)
松浦十四郎
(同日任期満了の岡本和夫の後任)
山縣 習作
同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したので、運輸省設置法第九條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(十二月二十四日任期満了による再任)
安田 道夫
(同日任期満了の高橋正八の後任)
同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したので、放送法第十六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(十一月十二日任期満了による再任)
天野 敏三
(同日任期満了による再任)
池田 敬子
(十一月十五日死亡の田村祐造の後任)
岩村精一洋
(十一月十二日任期満了による再任)
永倉 三郎
(八月十一日死亡の高橋武彦の後任)
林 卓男

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
(十一月十二日任期満了による再任)
田中 清定
(十二月二十四日任期満了の山本秀夫の後任)
宮野 美宏
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
日本電信電話株式会社法
電気通信事業法
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
(十一月十二日任期満了による再任)
田中 清定
(十二月二十四日任期満了の山本秀夫の後任)
宮野 美宏
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
日本電信電話株式会社法
電気通信事業法
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
(十一月十二日任期満了による再任)
田中 清定
(十二月二十四日任期満了の山本秀夫の後任)
宮野 美宏
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
日本電信電話株式会社法
電気通信事業法
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
(十一月十二日任期満了による再任)
田中 清定
(十二月二十四日任期満了の山本秀夫の後任)
宮野 美宏
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
日本電信電話株式会社法
電気通信事業法
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記
(十一月十二日任期満了による再任)
田中 清定
(十二月二十四日任期満了の山本秀夫の後任)
宮野 美宏
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
日本電信電話株式会社法
電気通信事業法
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

十二日、那覇市で「小松の塔」慰霊祭、八月二十六日、遭難現場聖石島沖における海上慰霊祭が執り行われた。遭難から四十年を経た現在、既に老齢に達した遺族の心情を思う時、それは誠に察するに余りあるものがある。
さて、私はおよそ十年前の昭和五十年一月六日と同日四月の二回にわたり、この件に関して質問主意書を提出した。まず、船体の引上げに関する質問事項に対する答弁で、「対馬丸の沈没したとみられる箇所は水深八百メートル以上あり、引上げは技術的に不可能である。」と云うことであつた。また、「遺骨のみの引上げはできないか。」との質問事項に対しては、「潜水可能な水深は五十メートル程度であり、遺骨のみの引上げもできない。」旨の答弁であつた。

しかし、科学技術は日進月歩である。あれから、既に十年の歳月を経過した。従つて、今日では、潜水技術の分野でも長足の進歩を遂げたものと思う。例えば、五十六年十月に完成した海洋科学技術センターの有人潜水調査船「しんかい二〇〇〇」は、七、八百メートルの深い海底の調査が可能である。
よつて、以下の質問をしたい。
一 「しんかい二〇〇〇」による、現在までの最深調査地点は、水深何メートルか。
二 現在の潜水能力によれば、対馬丸の船体の引上げは可能であると思われが、どうか。
三 遺骨のみの引上げは、技術的に可能か。可能であれば、その意思はあるか。実施の見通しはどうか。
四 対馬丸の正確な沈没地点と船体の現況を調査することは、技術的には可能であると思ふがどうか。
五 四の調査を実施する際の費用は、どれ位かかるかと思ふ。概算を示されたい。
六 少なくとも、四の調査を早急に実施してもらいたい。それは、国の責務であると思ふが、この点に関して、政府はどのような認識

十二日、那覇市で「小松の塔」慰霊祭、八月二十六日、遭難現場聖石島沖における海上慰霊祭が執り行われた。遭難から四十年を経た現在、既に老齢に達した遺族の心情を思う時、それは誠に察するに余りあるものがある。
さて、私はおよそ十年前の昭和五十年一月六日と同日四月の二回にわたり、この件に関して質問主意書を提出した。まず、船体の引上げに関する質問事項に対する答弁で、「対馬丸の沈没したとみられる箇所は水深八百メートル以上あり、引上げは技術的に不可能である。」と云うことであつた。また、「遺骨のみの引上げはできないか。」との質問事項に対しては、「潜水可能な水深は五十メートル程度であり、遺骨のみの引上げもできない。」旨の答弁であつた。
しかし、科学技術は日進月歩である。あれから、既に十年の歳月を経過した。従つて、今日では、潜水技術の分野でも長足の進歩を遂げたものと思う。例えば、五十六年十月に完成した海洋科学技術センターの有人潜水調査船「しんかい二〇〇〇」は、七、八百メートルの深い海底の調査が可能である。
よつて、以下の質問をしたい。
一 「しんかい二〇〇〇」による、現在までの最深調査地点は、水深何メートルか。
二 現在の潜水能力によれば、対馬丸の船体の引上げは可能であると思われが、どうか。
三 遺骨のみの引上げは、技術的に可能か。可能であれば、その意思はあるか。実施の見通しはどうか。
四 対馬丸の正確な沈没地点と船体の現況を調査することは、技術的には可能であると思ふがどうか。
五 四の調査を実施する際の費用は、どれ位かかるかと思ふ。概算を示されたい。
六 少なくとも、四の調査を早急に実施してもらいたい。それは、国の責務であると思ふが、この点に関して、政府はどのような認識

を持っているか。
右質問する。

昭和五十九年十二月十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出疎開船「対馬丸」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出疎開船「対馬丸」に関する質問に対する答弁書

一について

海洋科学技術センターの潜水調査船「しんかい二〇〇〇」は、試運転中に約二千メートル潜航した実績があるが、現在までに実施した深海調査研究における最深調査地点は、千七百六十五メートルである。

二及び三について

「しんかい二〇〇〇」は、観測調査及び簡単な試料収集の能力を有しているが、沈没船体の引上げ能力及びその船内の調査能力は有していない。

また、現在の技術では、潜水士による潜水作業の可能な水深は、高度の技術を駆使しても百メートルから百五十メートル程度が限界である。

したがって、水深八百メートル以上の海底に沈没している対馬丸の船体の引上げ及び遺骨の収集は不可能である。

四について

対馬丸の沈没地点が必ずしも明確でないため、広範囲の海域での搜索を要すること、また、海底には岩礁等の存在も予想されることから、こうした深海において対馬丸を発見し、船体の現況を調査することは、極めて困難である。

五について

対馬丸を発見できる見通しが立たない現時点

において、その沈没地点と船体の現況調査に要する費用を積算することは、極めて困難である。

六について

対馬丸の遺骨収集が不可能である以上、船体搜索だけを行う考えはない。

昭和五十九年十二月二十一日 参議院会議録第三号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京五三二二(大代) 平106

一定価
一〇円部